

第2章 青少年の健やかな成長と社会的自立の支援と学校教育・地域活動支援	21
第1節 学校における育成支援	21
1 学校の教育力の総合的な向上（教育庁）	21
2 教育内容の充実（教育庁、生活文化局、環境局、東京都公立大学法人）	24
3 教育環境整備（教育庁、都民安全総合対策本部、子供政策連携室、環境局）	28
4 私立学校教育の振興（生活文化局）	31
5 東京都育英資金の貸付（生活文化局）	32
第2節 地域における育成支援	33
1 地域における青少年の健全育成の推進（都民安全総合対策本部、子供政策連携室）	33
2 青少年の活動支援・相談施設（福祉局、教育庁）	35
第3節 社会的・経済的自立の促進支援（産業労働局）	39
1 東京しごとセンター 若年者雇用就業支援	39
2 若年者就業支援のための公共職業訓練	40
第4節 非行防止と環境浄化	43
1 青少年の非行・犯罪被害防止（警視庁、生活文化局、都民安全総合対策本部、教育庁）	43
2 万引き防止対策（都民安全総合対策本部）	47
3 性に関する健全な判断能力の育成（保健医療局）	47
4 薬物の乱用防止（保健医療局・警視庁）	47
第5節 青少年の成長を支えるコミュニティづくり	49
1 少年の社会参加活動の推進（警視庁）	49
2 交通安全教育の推進（警視庁、都民安全総合対策本部）	49
3 青少年をとりまく環境・空間の整備（保健医療局、環境局、水道局、下水道局、港湾局、子供政策連携室、建設局、教育庁、産業労働局、生活文化局、スポーツ推進本部、政策企画局）	52
第6節 青少年活動リーダー・指導者等人材の育成	65
1 東京交通少年団（BAGS バッグス）（警視庁）	65
2 消防少年団の育成（東京消防庁）	66
3 消防少年団指導者等の育成（東京消防庁）	67

第2章 青少年の健やかな成長と社会的自立の支援と学校教育・地域活動支援

第1節 学校における育成支援

1 学校の教育力の総合的な向上（教育庁）

(1) スクールカウンセラー

いじめ、不登校等の解決を図るため、相談体制の充実を目指し、当時の文部省のスクールカウンセラー活用調査研究の委託を受け、平成7年度からスクールカウンセラーの学校配置を進めてきた。平成13年度からは、国庫補助事業としての文部科学省の計画に基づき、全公立中学校に配置している。さらに、平成25年度からは、都内公立全小学校、中学校、高等学校に配置を拡大した。また、平成28年度からは、高等学校の全日制と定時制にそれぞれ配置するなど更なる拡大を図るとともに、全配置校において年間勤務日数を35回から38回に拡充し、学校における教育相談体制の充実を図っている。

令和2年度からは、区市町村それぞれの実態やニーズに基づいた支援の一層の充実を図るため、一定の条件に基づき、区市町村教育委員会が選出した小・中学校において、スクールカウンセラーの配置を拡充（172校）している。

イ 特別支援学校のスクールカウンセラーの配置

聴覚障害、聴覚障害及び知的障害のある児童・生徒の心理に関して、高度に専門的な経験を有する者をスクールカウンセラーとして都立盲学校、都立ろう学校及び都立知的障害特別支援学校に配置し、いじめや不登校等の未然防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図るモデル事業を実施している。令和6年度は20校に配置した。

ウ 学校教育相談研修

東京都教職員研修センターにおいて、「学校教育相談研修」として、教育相談の基礎から実践、組織的な教育相談体制の推進、関係機関との連携等まで、経験や能力に応じて教育相談の専門性を高める研修を行っている。

(2) 都立高校の魅力向上に向けた実行プログラムの着実な推進

東京都教育委員会は、これまで生徒の学びの充実やその学びを支える教育環境の整備など様々な取組を進めてきた。一方で、社会生活におけるDXによる変化やグローバル化の進展など生徒を取り巻く環境は変化しており、加えて、不登校やヤングケアラー等様々な困難を抱える生徒への支援等、都立高校に対する都民の期待は依然大きなものがある。

こうした、都立高校を取り巻く環境が変化する中、新たな課題等の解決とともに、都立高校の魅力向上を図るため、令和5年3月に、「都立高校の魅力向上に向けた実行プログラム」を策定した。

(3) 多様なタイプの高校等の設置

生徒の多様なニーズに応え、中等教育の多様化、学校選択幅の拡大を望む都民の期待、人材育成に対する社会や産業界などの要請等に応えるため、多様なタイプの高校等を設置・指定している。

校種	校数	特色
中高一貫教育校	10校	6年間の一貫した教育を行うことで、社会の様々な分野で信頼されるリーダーとなり得る人材の育成を図る。①中等教育学校、②併設型中高一貫教育校がある。併設型中高一貫教育校については、高校段階での生徒募集を停止するとともに中学校段階からの高い入学ニーズを踏まえ、中学校段階での生徒募集の規模を拡大する。
総合学科高校 (全日制・総合学科)	10校	普通教育と専門教育を総合的に行う学校で、自己の進路への自覚を深めることができる科目など幅広い選択科目を開設して、多様な能力・適性等に対応した柔軟な教育を行っている。
単位制高校 (全日制)	12校	①多様な学習型 生徒一人一人の個性や特性、進路希望に対応した多様な学習を可能とする教育を行っている。
		②進学重視型 単位制の特質を生かし、生徒の難関大学等への進学希望を実現できる教育を行っている。
		③専門型 専門高校で学ぶ生徒の興味・関心等に応じた単位制の特質を生かした教育を行っている。
科学技術高校 (科学技術科)	2校	技術者として生涯にわたり専門性を高めていくために必要な意欲、態度や知識・技能を身に付け技術革新に主体的に対応できる人材を育成するため、大学等に進学し、継続して学習することを前提とした教育を行っている。
産業高校 (産業科)	2校	生産・流通・消費の基礎と相互の関連を学んだ上で、自己の進路希望に沿った専門教科を学び、幅広い視野と確かな職業観を備えた人間、商工業の知識を基に将来自ら起業を目指そうとする志あふれる人間を育成する教育を行っている。
進学型専門高校 (ビジネスコミュニケーション科)	2校	ビジネスに関する基礎的・基本的な知識と技能を習得させ社会の変化に主体的に対応し、将来、国際社会で活躍できるスペシャリストを育てる教育を行っている。
総合芸術高校 (芸術科)	1校	芸術の各分野において高度な専門性をもちつつ、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する教育を行っている。

チャレンジスクール（定時制・総合学科）	7校	小・中学校時代に不登校経験をもつ生徒や高校の中途退学者等を主に受け入れる総合学科・三部制（午前部・午後部・夜間部）の高校で、3年での卒業も可能である。
昼夜間定時制高校（単位制）	6校	単位制で昼夜開講多部制の高校である。様々な進路希望に対応した多様で弾力的な教育を行っており、3年での卒業も可能である。
進学指導重点校	7校	難関国立大学や国公立大学医学部医学科への進学希望を実現するため、組織的・計画的に進学対策を推進し、都立高校全体を牽引する役割を担っている。
進学指導特別推進校	7校	国公立大学や難関私立大学等への進学希望を実現するため、進学指導体制を充実し、安定的な進学実績の確保に取り組んでいる。
進学指導推進校	15校	生徒の進学希望を実現するため、優れた教育活動を実践するとともに、生徒の着実な学力の伸長を図り、進学実績の向上に取り組んでいる。
エンカレッジスクール	6校	これまで力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、社会生活を送る上で必要な基礎的・基本的学力を身に付けることを目的として、既設校の中から指定している。
スキルアップ推進校	20校	実社会や進学先等で役立つ実践的なスキルを身に付けることを目的に、民間教育機関等と連携した講座の実施等により、使える英語力や社会人としての必要なデジタルスキル、生徒が希望する業界での職場体験を通じたビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得に取り組んでいる。
ビジネス人材育成推進校	10校	実社会や進学先等で役立つ実践的なスキルを身に付けることを目的に、民間教育機関等と連携した講座の実施等により、使える英語力、会計の知識、社会人としての必要なデジタルスキルや生徒が希望する業界での職場体験を通じたビジネスマナーやコミュニケーションスキルの習得に取り組んでいる。

(4) TOKYOスマート・スクール・プロジェクト

子供たちの学ぶ意欲に応え、子供たちの力を最大限に伸ばすためのツールとして、教育のデジタル化を推進している。

(5) 東京都教育委員会児童・生徒等表彰

東京都教育委員会児童・生徒等表彰は、心豊かな児童・生徒等を育成することをねらいとして、善行や優れた活動を行った都立・公立学校（園）に在学する幼児、児童及び生徒を表彰し、広くこれを顕彰するものである。令和6年度は336件を表彰

者及び表彰団体として決定した。内訳として、地道な活動を継続的に行い、他の模範となったもの231件、行った活動が契機となり、その効果が波及したもの42件、環境美化活動、福祉活動、伝統・文化の継承活動等63件となっている。なお、昭和59年度から昭和61年度までは年2回、昭和62年度以降は年1回実施し、令和6年度で通算44回目の表彰となる。表彰件数は延べ5,554件である。

<https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/information/press/2025/01/2025010901>

(6) 学校外の人材の活用

ア 外部の指導者の活用

都立学校で行っている部活動に、地域における専門家や専門的技能を有する人材を指導者として招へいし、指導の効果を高めている。

イ 特別専門講師の活用

広く一般社会から、教育に熱意を持ち、学校教育に有用な知識若しくは技能又は経験等を有する優れた人材を都立学校に招き、特色ある学校づくりの推進を図る（特別専門講師の活用）。令和6年度特別専門講師の活用校数76校。

ウ 部活動指導員の活用

都立学校及び区市町村が設置する中学校における部活動に、地域における専門家や専門的技能を有する人材を指導者として招へいし、教員の勤務負担軽減を図りながら部活動のより一層の充実を推進している。

エ 特別非常勤講師の活用

小学校において、英語や体育などの教科指導に専門性の高い外部人材を特別非常勤講師として任用する区市町村教育委員会に対して、都教育委員会が任用費用を補助することで、教員の負担を軽減するとともに、教育の質を向上させている。

2 教育内容の充実（教育庁、生活文化局、環境局、東京都公立大学法人）

(1) 消費者教育の推進（教育庁、生活文化局）

ア 学校における消費者教育（教育庁）

消費者教育が目指す自立した消費者としての資質・能力を身に付けるため、社会科、家庭科、技術・家庭科及び特別の教科 道徳等における消費者教育の充実を図るとともに、教育活動全体で消費者教育を推進している。

イ 学校の消費者教育推進への支援（生活文化局）

(ア) 消費者教育コーディネーターの配置

学校教育と消費者教育をつなぐ「消費者教育コーディネーター」が教員や学校から消費者教育に関する要望や相談を受け、消費者教育教材や出前講座等の実践的な消費者教育に資するコンテンツを提案するなど、教育活動に必要な調整を行っている。

令和6年度は48校から個別相談を受け、33校において学校コーディネートをを行った。

(イ) 教員講座の開催

学校教育現場における消費者教育の果たす役割は大きい。そこで、消費者教育を実践する教員を対象として、夏休み期間中に「教員講座」を開催し、児童・生徒に教えてほしい消費者問題の課題や解決のための情報を提供している。

令和6年度は、座学10講座（飯田橋会場・立川会場・オンライン配信の併用9講座、現地見学1講座）、実験6講座（3講座を飯田橋・立川の2会場で実施）の計16講座を開催した。

(ウ) 消費者教育読本の発行

「自立した消費者」の育成には、子供の頃からのきめ細かな消費者教育が重要である。そのため、児童・生徒を対象として学習指導要領に沿った消費者教育読本を発行している。

平成18年度からは、インターネットの普及及び学校における情報環境の整備状況に鑑み、従来の印刷版に代えWEB版で作成し、東京の消費生活に関する情報サイト「東京くらしWEB」に掲載している。

(エ) 教員向け情報提供誌の発行

教員に対する情報提供誌「わたしは消費者」（A4判、8ページ1回4,200部）を年4回発行し、消費者教育関係職員及び区市町村教育委員会等に送付している。

また、「東京くらしWEB」に「WEB版・わたしは消費者」を掲載している。

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.lg.jp/manabitai/shouhisha/>

(オ) 消費者教育DVDの作成

身近な消費者問題について、映像を通して楽しく理解できるようにDVDを作成し、区市町村の消費生活センターに配布し、活用を図っている。

令和6年度は、成人・高齢者向けに「正しく知って、楽しく活用！ネット利用の心得～カオナシナシにご用心～」を作成した。

(カ) 消費者啓発員の派遣

学校の授業やPTAの学習会、親子教室などで消費生活に関する学習を行う場合、希望があれば講師を派遣している。派遣する講師は、都が養成した「消費者啓発員」であり、消費者問題（悪質商法、インターネットトラブル、キャッシュレスなど）に関する知識や、食生活・衣生活などの実験実習講座指導など、様々な分野で経験と実績がある。

令和6年度は、総派遣回数248回の内、学校向け出前講座を138回開催した。

(キ) 若者参加型事業の実施

若者の消費者トラブルの増加を防止するため、若者参加型事業を実施している。

令和6年度は、「STOP！若者の消費者トラブル CMシナリオ・動画コンテスト」として、中学生以上29歳以下の若者からCMシナリオまたは動画を公募。優秀作品を基にプロのクリエイターが動画化し、SNS等での公開や、地上波TVでの放送などのプロモーションを実施した。

(2) 交通安全教育（教育庁）

ア 「安全教育プログラム」による交通安全教育の推進

都内公立学校における安全教育を推進するために、平成21年度から東京都独自の教師用指導資料「安全教育プログラム」を作成し、都内公立学校（園）の全ての教員が閲覧できるよう配信している。「安全教育プログラム」では、交通安全に関する「必ず指導する基本的事項」を明示し、安全教育推進校による交通安全教育の実践事例を掲載し、指導の充実を図っている。

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/anzenkyoikuprogram>

イ 指導資料等の作成、配信

都立高等学校等における生徒の自転車通学時の自転車の安全な利用に向けた取組について、指導者用デジタルブックや指導事例集を作成し、ポータルサイトにて配信している。

<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/jitenshakoutsuu>

(3) 性に関する指導の推進（教育庁）

学校における性教育は、児童・生徒の人格の完成を目指す「人間教育」の一環として行われており、東京都教育委員会は、「性教育の手引」を配布するなどして各学校における性教育の適切な実施を支援している。

(4) 男女平等教育の推進（教育庁）

東京都教育委員会では、東京都男女平等参画基本条例に基づき、男女が互いの違いを認めつつ、個人として尊重される男女両性の本質的平等の理念を幼児・児童・生徒に理解させ、その具現化を図るため、男女平等教育を適正に推進している。

平成元年度から、学校や地域の実態に即した男女平等教育の在り方を実践的に研究し、その成果を普及し、都内の学校の男女平等教育の推進に資する「男女平等教育推進校」を指定してきたが、平成18年度からは「人権尊重教育推進校事業」の中で男女平等教育について研究を進めている。

また、「人権教育プログラム」に男女平等教育に関する実践・指導事例や関係資料を掲載して、東京都のすべての公立幼稚園、学校の教員に配布し、校内研修等での活用を図っているほか、区市町村教育委員会等と連携を図り、適正な男女平等教育を推進するための研究・協議を行っている。

(5) 環境学習の推進（教育庁、環境局）

ア 環境教育の推進（教育庁）

「環境教育指導資料」を基に、持続可能な社会づくりを目指し、「脱炭素」という世界共通のゴールに向けて、自然環境や地域、地球規模の諸課題について理解を深め、自分ができることを考えて具体的に行動することができる児童・生徒を育成するために、カーボンハーフスタイル推進資料（ポスター、指導資

料・ワークシート等)を作成し、都内全公立小・中・高等学校及び特別支援学校等に配布している。また、都内公立学校で環境教育に関わる教員を対象に、環境教育の課題や、国や都の先進事例、先進的な取組を行う学校の指導実践を共有し、指導の改善・充実を図るためのカーボンハーフスタイル推進教育フォーラムを開催している。

イ 環境学習の推進（環境局）

次世代を担う子供たちが、人類・生物が生存可能な環境を維持する重要性を理解し、日々の生活の中で環境に配慮した行動を身に付けることは、子供たちの成長や持続可能な社会の構築に必要不可欠である。平成20年度からは、都教育庁やNPO法人と連携し、全公立小学校の教員が環境教育の研修を受講できる機会を提供するとともに、私立学校にも積極的な参加を呼びかけ、実践的な環境学習プログラムを習得したリーダーを育成することにより、学校における環境教育の充実を図っている。

また、平成21年度からは、中央防波堤内側埋立地庁舎内に、ごみ問題だけでなく地球温暖化など幅広い環境問題について学習できるよう、環境学習ホールをはじめとする展示施設（令和5年リニューアル）を開設するとともに、平成22年度からは、全ての都民が環境問題への理解を深め、環境に配慮した自発的な行動を取れるように環境学習講座を開講している。

加えて、大学と協定を結び、次世代の担い手である大学生に、保全地域において緑地保全活動に参加する機会を提供する、東京グリーン・キャンパス・プログラムの実施により、緑の保全に対する関心の喚起や行動を促す取組も行っている。本プログラムは、令和7年度から小中学生、高校生へも展開し実施していく。

(6) 奉仕体験活動・体験活動の推進（教育庁）

社会貢献の精神や豊かな人間性を育むためには、学校において自然体験やボランティア活動などの社会体験、ものづくりや生産活動などの多様な体験活動の充実を図っていく必要があり、東京都教育委員会では、子供たちの社会性や豊かな人間性を育むために様々な体験活動を推進している。

都立高校においては、平成28年度から、全都立高等学校及び都立中等教育学校において、人間としての在り方生き方に関する都独自教科「人間と社会」を設置し、体験活動や演習を通じて、道徳性を養い、判断基準（価値観）を高めることで、社会的現実にも照らし、よりよい生き方を主体的に選択し行動する力を育成している。

都立特別支援学校においては、児童・生徒が地域の一員として、生涯にわたり自己有用感を得ながら生き生きと生活していくことを目指し、地域の人々に貢献するとともに、地域の人々と喜びを分かち合えることを実感できる活動の機会を創造するために、各都立特別支援学校の地域の町内会や近隣の高齢者施設等との交流を通じた社会貢献活動を推進している。

(7) SNS等の適正な使い方の啓発（教育庁）

全公立学校の児童・生徒が、いじめ等のトラブルや犯罪に巻き込まれないようにするとともに、学習への悪影響を防ぐために策定した「SNS東京ルール」に基づいた「SNS学校ルール」の見直しに向けた啓発やデジタル教材の制作、実践事例の作成等を通じて、児童・生徒の発達段階に応じた指導を一層推進している。

また、有害情報から子供を守るため、全公立学校を対象に学校非公式サイト等の確認を行うとともに、子供のインターネット等の利用状況調査を行い、児童・生徒の実態を把握し、指導に役立てている。

(8) 国際教育の推進（教育庁）

東京都教育委員会では、グローバル化が進む社会において、子供たちが外国語を当たり前を使いこなすとともに、我が国の伝統文化等に立脚した広い視野や多様な人々と協働する力を持ち、豊かな国際感覚を身に付けて、世界をけん引していくことができる人材の育成を目指し、国際教育を推進している。

(9) 中学生向けの情報セキュリティ勉強会及びICT勉強会の実施（東京都公立大学法人）

東京都立産業技術高等専門学校品川キャンパスでは、中学生を対象とし、楽しみながら情報システムのセキュリティ対策を学んでもらう場である体験型の勉強会「サイバーセキュリティTOKYO for Junior」及びICTインフラに関する実習形式の勉強会である「ICT基礎Lab. for Junior」を開催しており、令和6年度は両者を合わせて8回実施した。

これらの勉強会は同校品川キャンパスの情報セキュリティ技術者育成プログラムが提供しており、その情報は下記HPで随時提供している。

<https://tmcseec.net/events>

(10) 高校生向け公開講座の実施（東京都公立大学法人）

東京都立大学オープンユニバーシティでは、東京都立大学での研究内容や実際の授業の様子を紹介する講座「高校生のための大学授業体験シリーズ」を無料で開講している。令和6年度は、「高校生の留学準備」「最先端マーケティング」「社会に出る前に知っておきたい働くためのルール」等をテーマとした講座を実施した。

(11) 高校生ゼミナール（東京都公立大学法人）

東京都立大学理学部生命科学科では、大学の生物学の授業をじっくりと受けてみたい高校等の生徒を対象に、講義と実験による体験入学の機会を設けている。なお、この高校生ゼミナールを受講すると生命科学科の「ゼミナール入試」への出願が可能となる。

3 教育環境整備（教育庁、都民安全総合対策本部、子供政策連携室、環境局）

(1) 東京都教育の日（教育庁）

東京都教育委員会は、都民の教育に対する関心を高め、次代を担う子供たちの教育に関する取組を都民全体で推進し、都における教育の充実と発展を図るため、平成16年2月に、毎年11月の第一土曜日を「東京都教育の日」と定めている。

(2) 地域教育推進ネットワーク東京都協議会（教育庁）

企業・大学・NPOなどの社会的資源が有する専門的な教育力を学校内外の教育活動に効果的に導入する仕組みづくりを行う「地域教育推進ネットワーク東京都協議会」を設置し、「東京子供応援協議会」の部会に位置付けている。

企業やNPOなどと協働した「キャリア教育」等のプログラム開発や情報提供、フォーラムの開催等を通じて、都内各地で展開される地域学校協働活動の推進を図るための取組を支援している。

(3) 都立特別支援学校健全育成連絡協議会（教育庁）

本協議会は、都立特別支援学校を対象に年2回程度開催しており、障害特性に応じた生活指導や事故防止策などの情報共有、社会貢献活動などによる児童・生徒の自尊感情・自己肯定感の向上、成年年齢の引き下げに係る主権者教育及び消費者教育等について協議をしている。

(4) 学校における児童虐待防止対策（教育庁）

ア 学校の役割

学校は、虐待を早期に発見し、関係機関と協力して、子供のケアや保護者への助言などを行う必要がある。

児童虐待に対する学校の主な役割は以下の4点である。

(ア) 早期発見

学校や教職員は、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

(イ) 通告

児童虐待を受けたと思われる子供を発見した学校や教職員は、速やかに児童相談所等に通告しなければならない。

(ウ) 関係機関への協力

学校や教職員は、児童虐待の予防その他児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子供の保護及び自立の支援に関する国及び東京都の施策に協力するよう努めなければならない。

(エ) 普及・啓発

学校は、子供及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

イ 研究資料等の発行

(ア) 「児童虐待防止研修セット」の作成・配布

平成22年5月に、「児童虐待の早期発見と適切な対応のためのチェックリスト」を、平成23年8月に、教職員の資質・能力をこれまで以上に向上できるように「児童虐待防止研修セット」を作成・配布し、東京都教育委員会のウェブペ

ージに掲載している。

(イ) 人権教育プログラムへの資料掲載

人権教育に関する実践的な手引である「人権教育プログラム（学校教育編）」に、児童虐待に関わる資料等を掲載し、東京都の全ての公立幼稚園、学校の教員に配布している。

具体的には、文部科学省による「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」の概要や東京都子供への虐待の防止等に関する条例（抜粋）等を掲載している。

(5) 薬物乱用防止に関する指導の充実（教育庁）

薬物は絶対に乱用してはならないことを基本として、児童・生徒が適切な意思決定と行動選択ができるよう、体育・保健体育、道徳、特別活動等を中心に、「薬物乱用防止教室」や「セーフティ教室」の実施と併せて、学校の教育活動全体を通じて薬物乱用防止に関する指導の充実に努めている。

(6) 高等学校中途退学者等への支援（都民安全総合対策本部、教育庁）

ア 高等学校中途退学者等への情報提供冊子「これからの道」の発行

（都民安全総合対策本部）

様々な事情により高校進学等の進路に迷っている本人や家族及び進路指導担当者向けに、主な問合せ先や相談機関の情報を掲載した冊子を作成。都内全高等学校及び区市町村教育委員会、関係相談機関、保護観察所・少年鑑別所等に配布。

○事業開始年度 平成20年度

イ 青少年リスタートプレイス・思春期サポートプレイスの運営（教育庁）

平成17年4月に開設した青少年リスタートプレイスにおいて、高等学校を中途退学した方、高等学校での就学経験のない方等、また小学校・中学校で不登校の状態にある方やその保護者を対象に、高等学校への入学や転学・編入学等に係る相談や情報提供及び高校進学・就学支援等を実施した。令和6年度は、青少年リスタートプレイスへの登録者が287人おり、定期的に進路に関する情報を郵送及び電子メールにより配信した。また、都立高校の情報提供をしている「土曜来所相談」を年間16回（延べ参加者数119人）、子供の心理や支援に関する情報交換の場として「思春期サポートプレイス講演会」を年間3回（延べ参加者数257人）、「グループミーティング」を年間7回（延べ参加者数25人）開催した。

令和3年度からは、事業を青少年リスタートプレイスと思春期サポートプレイスに改変して実施している。

(ア) 青少年リスタートプレイス

高等学校を中途退学、又は就学経験のない方及び不登校の状態にある方や登校しぶりの方等とその保護者を対象に、都立高校への就学を支援する。

(イ) 思春期サポートプレイス

主に学齢期・思春期の不登校やひきこもり状態にある子供について、講演会やグループミーティングを通して保護者等と一緒に考えていく。

ウ 都立学校「自立支援チーム」派遣事業の実施（教育庁）

生徒が将来社会的に自立できるようにするため、就労や福祉の専門的知識や技術を有するユースソーシャルワーカー等からなる「自立支援チーム」を設置し、都立学校に派遣している。

「自立支援チーム」は、不登校や中途退学などの課題が特に顕著な都立高校として都教育委員会が指定した継続派遣校を訪問するとともに、その他の都立学校に対しても要請に応じて訪問し、学校経営支援センターや関係機関と連携して就労や再就学に向けた支援を行っている。

また、継続派遣校以外の学校での支援困難ケースに対応するため、ユースソーシャルワーカー（主任）を中心に生徒支援を実施するとともに、就労系ユースソーシャルワーカー（主任）を配置し、普通科高校を中心とした進路指導体制の充実を図り、就職を希望する生徒への支援を強化する。

(7) 学校の居心地向上（子供政策連携室）【令和7年度新規事業】

学校風土を改善し子供が直面する様々な問題の発生を未然に防ぐ仕組みを構築するため、学校の居心地をより良くするための取組を研究機関等と連携して実施し、科学的なエビデンスに基づいて取組の効果を検証する。

また、高等学校・中学校に適用するスキーム等を踏まえ、小学校を対象としたスキーム等を検討する。

(8) 校庭芝生化の推進（環境局、教育庁）

次代を担う子供たちにとって、最も身近な場所である校庭の環境整備が推進されるよう校庭の芝生化及び維持管理の支援を行っている。

4 私立学校教育の振興（生活文化局）

(1) 私立学校の認可・指導等

東京都では、私立学校の設置、廃止、設置者変更等の認可及び学校法人の設立・解散等の認可とともに、学則変更、校地・校舎の取得又は処分、学校法人の役員変更届等の受理、その他これらの事務に伴う指導等を行っている。

なお、これらの事務のうち、幼稚園、専修学校及び各種学校に係る認可事務等については、一部（町村地域にある学校や外国人を対象とする学校等）を除いて、条例により区及び市が行っている。

(2) 私立学校等への助成

東京都では、青少年の教育に重要な役割を担っている私立学校等に対し、教育条件の維持・向上、授業料等の保護者負担の軽減、経営の健全化を図るため、各種の助成を行い、私立学校教育の振興に努めている。そのうち主な事業の概要は、次のとおりである。

ア 私立学校経常費補助

私立学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校）を設置する学校法人及び学校法人化を志向する個人立等の幼稚園の設置者に対して、人件費、教

育研究費を含む経常的経費の一部を補助している。経常費補助は、私立学校教育助成の基幹となる補助である。

イ 私立高等学校等授業料軽減補助

国の「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき、私立高等学校等就学支援金を支給している。

また、都内に居住し、私立高等学校等に通う生徒の保護者を対象に、所得制限なく、国の就学支援金と合わせて、都内私立高校平均授業料額まで支援している（公財）東京都私学財団に対し、補助している。

ウ 私立高等学校等入学支度金貸付利子補給

私立高等学校等に入学する生徒の保護者の負担を軽減するため、入学支度金（25万円）の無利息貸出を行っている私立高等学校等に対し、（公財）東京都私学財団が資金を貸し付けている。

東京都は、この財団の貸付事業原資について利子補給を行っている。

エ 私立中学校等授業料軽減補助

都内に居住する都内及び都外の私立中学校等に通う生徒の保護者を対象に、所得制限なく、授業料の一部（10万円）を支援している（公財）東京都私学財団に対し、補助している。

オ 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業費補助

私立幼稚園等の園児の保護者に対して区市町村が行う負担軽減事業の経費の一部を補助している（一人年額21,600円等）。

5 東京都育英資金の貸付（生活文化局）

勉学意欲がありながら経済的理由により修学困難な者に、修学に必要な学資金の一部（奨学金）を貸付ける事業を行う（公財）東京都私学財団に対し、事業実施に必要な支援を行っている。

育英資金の貸付金額については、下表「令和6年度育英資金の貸付金額」のとおりである。

令和7年度育英資金の貸付金額

区分	1人当り貸付年額（円）	
高等学校及び高等専門学校	国公立	216,000
	私立	420,000
専修学校（高等課程）	私立	420,000
専修学校（専門課程）	国公立	540,000

	私立	636,000
--	----	---------

資料：東京都生活文化局私学部私学振興課

○ 返還

育英資金の返還は、貸付終了後6か月据え置き、所定の期間内に年賦又は半年賦の方法によって返還する。

第2節 地域における育成支援

1 地域における青少年の健全育成の推進（都民安全総合対策本部、子供政策連携室）

(1) 東京子供応援協議会の運営（都民安全総合対策本部）

都民、区市町村、事業者、青少年健全育成団体等と協働して、青少年の健全育成に取り組む総合的推進体制を確立し、次代を担う青少年が心身ともに健やかに育成される社会の実現を図ることを目的として、「東京子供応援協議会」を設置している。

(2) 地域における青少年の健全育成

子供の規範意識やコミュニケーション力を育む取組に加え、地域の中で、高齢者や障害者など様々な人との交流により「他者を思いやる」、外国人を通して「多文化への理解を深める」など、青少年のダイバーシティの意識を育む取組を進めている。

また、地域における青少年の健全育成を推進し、区市町村及び地域活動等関係諸団体と東京都の連絡調整を図るため、「地域における青少年健全育成推進会議」を設置している。

ア 青少年応援プロジェクト@地域（都民安全総合対策本部）

「多文化への理解」、「障害者や高齢者への理解」、「スポーツ・職業体験等」をテーマに、青少年や青少年に関わっている人々に対して、講演会と交流体験など、ダイバーシティ意識を育むイベントを実施している。

イ あいさつ運動の展開（都民安全総合対策本部）

都内の小学校において、「あいさつすることの大切さ」等を学ぶ「あいさつ音楽劇」を上演し、青少年や保護者、地域の大人に対し、あいさつ運動の気運醸成を行っている。

ウ 中学生の主張東京都大会（都民安全総合対策本部）

中学生等から日常生活で考えたことや社会に向けての意見等の作文を募集し、スピーチコンクールを開催している。最優秀者は「少年の主張全国大会」出場候補として推薦される。

エ 「家族ふれあいの日」の普及（都民安全総合対策本部）

民間事業者等と連携し、18歳未満の子供を含む家族で利用するとサービスが受けられる優待制度の協力店や施設を紹介することで、家族とのふれあいを促進し

ている。

オ 地域における青少年健全育成応援事業補助（都民安全総合対策本部）

青少年の規範意識やコミュニケーション力を育むとともに、青少年のダイバーシティの意識を育むために区市町村が地域の実情に合わせて展開する事業に要する経費の一部を補助する。

・令和6年度 補助対象区市町村：35 区市町村

カ 青少年健全育成地区委員会連絡会（研修会）（都民安全総合対策本部）

地域で青少年健全育成活動を実施している地区委員会相互の連携を密にするとともに、活動状況を共有するため、地区委員会連絡会を開催している。また、区市町村が推薦する取組をモデル事例に指定し、研修会で発表している。

・地区委員会数：697（56 区市町村）（令和6年4月現在）

キ 地区委員会アドバイザー派遣事業（都民安全総合対策本部）

地域の課題の解決に取り組む地区委員会を支援し、その活動を活性化するため、地域の課題解決に必要な様々な知識をもった専門家を派遣する。

ク 青少年健全育成地区委員会等推進モデル集の作成（都民安全総合対策本部）

地域社会、家庭、学校が連携し、地域ぐるみで青少年を健全に育成する取組を事例集としてまとめ、活動の参考としてもらうことで、地域での青少年健全育成を促進する。

(3) 学齢期の子育ち（子供政策連携室）

学校生活になじめない子供が自分らしくありのままで成長できるよう、フリースクール等の利用者等への支援や都内フリースクール等への支援事業、学校外の多様な学びの調査研究等を実施する。

(4) 多文化キッズサロン設置支援（子供政策連携室）

日本語を母語としない子供の地域の居場所として、「学習」「相談」「交流」等の機能を一体的に備えた「多文化キッズサロン」を設置する区市町村を支援する。

(5) 子供・長寿・居場所区市町村包括補助事業（子供分野）（子供政策連携室）

子供・子育てにやさしいまちづくりや、子供の様々なデータを活用しサービスの質を向上する取組など、子供の目線を取り入れた政策分野横断の取組に加え、地域の実情に応じて行われる少子化への対応を支援する。

(6) こどもスマイルムーブメント（子供政策連携室）

社会の様々な主体との連携の輪を広げ、官民一体となって「子供の笑顔があふれる

社会」「安心して子供を産み育てられる社会」を目指す取組として、「こどもスマイルムーブメント」を戦略的に展開している。令和3年12月に実施したキックオフ・アクションを皮切りに、令和7年4月1日現在、約1,900の参画企業・団体がこどもスマイルムーブメント宣言に賛同し、子供の笑顔につながる子供の目線に立った様々な取組を展開している。

2 青少年の活動支援・相談施設（福祉局、教育庁）

(1) 児童館（福祉局）

児童館は、地域の児童等を対象として区市町村又は民間によって設置されるものである。

この児童館は、小地域を対象として、児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにするとともに、子供会等の地域組織活動の育成助長を図る等児童の健全育成に関する総合的な機能などを有している。

現在、設置数は表「児童館設置数」のとおりである。

児童館設置数

区	総数	公立	私立
総数	585館	580館	5館
区部	435館	431館	4館
市部	147館	146館	1館
町村部	3館	3館	0館

（令和6年3月31日現在。休止中のものを除く。）

資料：東京都福祉局子供・子育て支援部家庭支援課

(2) ユース・プラザ（教育庁）

ユース・プラザは、青少年の自立と社会性の発達を支援するため、青少年が、様々な体験活動、集団の中で交流や自己表現を経験できる機会と場を提供することを目的とする。

PFIの事業手法を用いて、区部と多摩地域に1か所ずつ整備し、平成16年3月31日に東京スポーツ文化館（区部ユース・プラザ）、平成17年4月1日に高尾の森わくわくビレッジ（多摩地域ユース・プラザ）が開館した。

①東京スポーツ文化館〔愛称：BumB（ぶんぶ）〕

所在地：江東区夢の島二丁目1番3号（都立夢の島公園内） 電話：03-3521-7321

ホームページ：<https://www.ys-tokyobay.co.jp/>

東京スポーツ文化館は、青少年を中心に、多くの都民が文化・芸術活動やスポーツ活動を通して交流、学習、研修活動など多様な活動が可能な文化・スポーツ型施設である。

ア 施設提供

スポーツ活動のための体育施設、音楽、演劇などの文化活動、研修等のための文化・学習施設、宿泊施設（定員251人以下）等を提供している。

東京スポーツ文化館利用状況（令和6年度実績）

【活動施設利用状況】

施設種別	利用延べ人数	利用団体数
スポーツ施設	262,129人	6,554団体
文化学習施設	41,086人	2,357団体
合計	303,215人	8,911団体

※利用延べ人数は、宿泊を伴って活動した利用者と日帰りの利用者数の合計

※利用延べ人数には、文化スポーツ教室・社会教育事業の参加者を含む

※スポーツ施設の利用延べ人数にはフットサル（民間提案事業）の利用者を含む

【宿泊施設利用状況】

宿泊施設利用者数（団体・個人）	49,634人
-----------------	---------

イ サード・プレイス

青少年の文化・スポーツを中心とした自主的な活動を促進するため、青少年の団体や個人利用者の活動相談への対応や情報提供、情報交換、交流機会の提供及び活動成果の発表等を行っている。

【令和6年度実績】

- (ア) 活動に関する相談、情報提供（随時）
- (イ) 利用団体による活動発表会の企画・実施（1回）
- (ウ) 利用団体の活動を支援するプログラムの提供（15件）
- (エ) 定期情報誌『ぶんぶん』の発行（年4回）
- (オ) ボランティアの育成（随時）

ウ 社会教育事業

青少年の自立と社会性の発達の支援を目的として、先導的・広域的な各種の事業を行っている。

【令和6年度実績】

1	ブンブ・アドベンチャー	中学生・高校生世代
---	-------------	-----------

		3月に対面2回・オンライン5回開催
2	高校生世代チャレンジアシストプログラム	高校生世代対象 11月から3月に4回開催
3	BumB WEEKEND	高校生世代対象 11月から12月に1回開催（11/30～12/1 1泊2日）

②高尾の森わくわくビレッジ

所在地：八王子市川町55番地 電話：042-652-0911

ホームページ：<https://www.wakuwaku-village.com/>

高尾の森わくわくビレッジは、多摩地域の自然環境や野外施設を生かした多様な体験学習活動や交流を行う野外活動型施設である。

ア 施設提供

100名収容可能なテントサイト、野外炊さん場、キャンプファイヤー場等を備えた野外活動施設のほか、体育施設、各種の文化・学習施設、宿泊施設（定員194（204※）人）等を提供している。

※定員204人は、エキストラベッド使用時の最大宿泊者数

高尾の森わくわくビレッジ（令和6年度実績）

【活動施設利用状況】

施設種別	利用延べ人数	利用団体数
野外施設	14,734人	424団体
スポーツ施設	101,974人	3,051団体
文化学習施設	93,657人	4,733団体
合計	210,365人	8,248団体

※利用延べ人数は、活動施設ごとの、宿泊を伴って活動した利用者の延べ人数と日帰り利用者数の延べ人数の合計

※利用延べ人数には、文化スポーツ教室・社会教育事業の参加者を含む

※利用団体数は、活動施設ごとの、宿泊を伴って活動した団体の延べ数と日帰り利用団体の延べ数の合計

【宿泊施設利用状況】

宿泊室利用者数（団体・個人）	30,444人
テントサイト宿泊者数（団体・個人）	523人

合計	30,967人
----	---------

イ ユース・スクエア

青少年の文化・スポーツ、野外活動等の自主的な活動を促進するため、青少年の団体や個人利用者の活動相談への対応や情報提供、情報交換、交流機会の提供及び活動成果の発表等を行っている。

【令和6年度実績】

(ア) 活動に関する相談及び活動情報提供（随時）

(イ) 利用者相互の交流促進

活動の発表（コンサート5回、「わくわくフェスティバル」の開催）

(ウ) ボランティアの育成と活用（通年）

ウ 活動プログラムの提供

施設の利用団体に様々な活動メニューを提供する。要望に応じて指導も行う。

【令和6年度実績】

(ア) プログラム数

野外アクティビティ 17、アート&クラフト 31、レクリエーション&ニュースポーツ 27、 わくわくクッキング20、環境と自然 9、指導者向け 3	計 107プログラム
--	------------

(イ) 提供数 2,097件 27,569名

エ 社会教育事業

青少年の自立と社会性の発達の支援を目的として、先導的・広域的な各種の事業を行っている。

【令和6年度実績】

1	わくビレ ミート&グリート	外国につながるのある子供（小学生～高校生とその家族）対象 2月～3月に開催
2	わくわくの森キャンプ	小学3年生～小学6年生対象 8月に1回開催
3	わくわくの森 YOUTH CAMP	中学1年生～高校3年生対象 8月に1回開催
4	探Qプロジェクト I みんなでつくる わくビレ ロボコン	(A) 中学生～高校生対象 10月～12月に6回開催 (B) 小学校教員対象 10月～12月に2回開催

5	5 探Qプロジェクト II 僕たちのキャンプ (A) プロジェクトキャン プ編 (B) 楽しもう編	(A) 中学生～高校生対象 1～3月に6回開催 (B) 小学3年生～6年生対象 3月に1回開催
6	ひとり親家庭のための (A) 1DAY キャンプ (B) わいわい1泊会	(A) 5歳～小学6年生対象 7月に開催 (B) 小学生のひとり親家庭の親子 11月に1回開催
7	青少年指導者のためのスキ ルアップ講座	青少年指導者等（地域子ども会や野外活 動等で子どもと接する方、青少年支援を している団体職員、放課後子ども教室の 指導者、社会教育施設職員など） 6月に2回、7月に1回開催
8	わくわくの森調査隊	小学生とその家族対象 3月に1回開催
9	里親家庭のためのエンジョ イファミリーキャンプ	里子を含む里親家庭 9月に1回開催

(3) 区市町村の設置する社会教育施設（教育庁）

区市町村の設置する社会教育施設（青少年施設）の数は表のとおりである。

区市町村社会教育施設設置状況

区分	総数	区	市	町村
青少年施設	28	21	6	1

資料：東京都教育庁地域教育支援部生涯学習課（令和5年5月1日現在）

青少年施設には、青少年プラザ、青年館、少年自然の家などがある。

青少年施設は、青少年がグループ活動やレクリエーション、体験・交流の場として利用するための施設である。

第3節 社会的・経済的自立の促進支援（産業労働局）

1 東京しごとセンター 若年者雇用就業支援

東京しごとセンターにヤングコーナーを設け、若者の就職支援に特化したワンストップサービスを展開している。

きめ細かな相談やカウンセリングを通じて、個々の状況に応じたさまざまな支援策（職業意識の形成を図るためのグループワーク、就職に必要な技能の付与や資格取得を支援する能力開発講座、就活ノウハウを学ぶためのセミナー等）を提供したのちに、求人紹介、企業面接会等を通じて就職に結びつける。

若年無業者及び非正規労働者を対象に、それぞれの就活スキルに応じて正規雇用に結び付ける各種の取組も行っている。

また、就労意欲はあるものの、就職活動に不安を抱え一歩を踏み出せない若者のためには「ワークスタート支援プログラム」を年4回実施し、各期の開始時期に併せて保護者向けのセミナーも開催している。

東京しごとセンター所在地

(令和7年3月現在)

名称	所在地	最寄駅名	電話
東京しごとセンター	〒102-0072 千代田区飯田橋 3-10-3	・JR中央・総武線 飯田橋 東口 歩7分 ・都営大江戸線・メトロ有楽町線・南北線 飯田橋 A2 歩7分 ・メトロ東西線 飯田橋 A5 歩3分	03(5211)1571 (総合相談窓口) 03(3511)4510 (若者しごとホットライン)
東京しごとセンター多摩	〒190-0023 立川市柴崎町 3-9-2 立川駅南口東京都・立川市合同施設3階	JR中央・青梅線 立川 南口 歩4分、多摩都市モノレール 立川南 歩1分	042(526)4510

2 若年者就業支援のための公共職業訓練

都立職業能力開発センターでは、職業能力を開発し、若年者の就業促進を図るために、概ね30歳以下の新たに就職を目指す方向けの訓練や、アルバイト等で働く若年者が常用雇用を目指すための訓練を行うとともに、30歳未満の中卒者や高校中退者などの就業困難者を対象に、社会人としての基礎能力の取得を重視した若年者の就業を支援する科目（U-30科目）などの公共職業訓練を実施している。

訓練生の就職にあたっては、無料職業紹介事業を実施し、きめ細かい就職相談や求人開拓を行い、就職率の向上を図っている。

都立職業能力開発センター一覧

校名	所在地	最寄り駅	電話
中央・城北 職業能力開 発センター	〒112-0004 文京区後楽 1-9-5	都営大江戸線 飯田橋C 2 歩1分 JR総武線・メトロ各線 飯田橋 歩5分	03 (5800)2611
しごとセン ター校※	〒102-0072 千代田区飯田 橋3-10-3東京 しごとセンタ ー10階	東京メトロ東西線 飯田橋A 5 歩 3分 JR総武線・メトロ各線・都営大江 戸線 飯田橋 歩7分 JR総武線 水道橋 歩5分 東京メトロ東西線 九段下7番出口 歩8分 東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新 宿線 3a・3b出口・5番出口 歩 10分	03 (5211)8181
高年齢者校 ※	〒169-0073新 宿区百人町3- 25-1サンケン ビルヂング	JR中央線・総武線 大久保駅 歩 8分 JR山手線 新大久保駅 歩10分	03 (3227)5951
板橋校	〒174-0041 板橋区舟渡2- 2-1	JR埼京線 浮間舟渡 歩3分	03 (3966)4131
赤羽校	〒115-0056 北区西が丘3- 7-8	JR埼京線 十条 歩15分 都営三田線 板橋本町 歩12分 JR王子駅北口からバス赤羽駅西口 行、 西が丘三丁目下車 歩1分 JR赤羽駅西口からバス王子駅行、 西が丘三丁目下車 歩2分	03 (3909)8333
城南職業能 力開発セン ター	〒140-0002 品川区東品川 3-31-16	京浜急行線 青物横丁 歩10分 りんかい線 品川シーサイド出口A 歩5分	03 (3472)3411
大田校	〒144-0042 大田区羽田旭 町10-11	京浜急行空港線 穴守稲荷 歩7分 京浜急行空港線 天空橋 歩9分	03 (3744)1013

城東職業能力開発センター	〒120-0005 足立区綾瀬5-6-1	東京メトロ千代田線 綾瀬 歩8分 つくばエクスプレス 青井 歩12分	03 (3605)6146
江戸川校	〒132-0021 江戸川区中央 2-31-27	J R総武線 新小岩 歩30分 J R総武線 新小岩南口から都バス 西葛西駅(葛西駅)行 江戸川区役 所下車 歩8分 J R総武線 新小岩北口から都バス 葛西駅(春江町、東京臨海病院前) 行 大杉小学校前下車 歩2分	03 (5607)3681
台東分校※	〒111-0033 台東区花川戸 1-14-16	東京メトロ銀座線 浅草 歩8分 都営浅草線 浅草 歩12分 東武スカイツリーライン 浅草 歩5 分 つくばエクスプレス 浅草 歩10分	03 (3843)5911
多摩職業能力開発センター	〒196-0033 昭島市東町3-6-33	J R青梅線 西立川 歩7分	042 (500)8700
八王子校	〒193-0931 八王子市台町 1-11-1	J R中央線 八王子 歩18分 京王線 山田 歩15分 J R中央線八王子駅南口から上大船行 (山田駅経由)、法政大学行(富士森 公園経由)、東京家政学院行(山田駅経 由)、西八王子駅南口行 実践高校又 は富士森公園下車 各歩5分	042 (622)8201
府中校	〒183-0026 府中市南町4-37-2	京王線 中河原 歩10分	042 (367)8201
東京障害者職業能力開発校 (国立・都営)※	〒187-0035 小平市小川西 町2-34-1	西武国分寺線・西武拝島線 小川 歩 5分 J R武蔵野線 新小平 歩20分	042 (341)1411

※の校では受講者を若年者に限定した訓練は実施していません。令和7年3月現在

第4節 非行防止と環境浄化

1 青少年の非行・犯罪被害防止（警視庁、生活文化局、都民安全総合対策本部、教育庁）

(1) 暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等から青少年を守るための活動（警視庁、都民安全総合対策本部）

ア 青少年等への講義（警視庁、都民安全総合対策本部）

近年、暴力団や匿名・流動型犯罪グループ等が青少年を資金獲得活動に利用したり、青少年の弱みを握り組織に引き込むケースが増えていることから、こうしたことを防止するため、東京都、警察、弁護士が連携して、小学校、中学校、高校、専門学校、大学等の教育現場において、教職員・生徒・保護者に対し、暴力団をはじめとする反社会的勢力から身を守るための教育を行っている。具体的には、

- ・ 民事介入暴力対策弁護士及び暴力団対策課、各警察署暴力団対策係員等による講義（警視庁）
- ・ 「若者が暴力団等による犯罪に巻き込まれないために」をテーマとしたプロ俳優による演劇（実演式講話）（都民安全総合対策本部）

等の実施により、暴力団排除の基本理念を広く訴え、青少年の非行防止及び健全育成に寄与するための活動を推進している。

イ 暴力団事務所の撤去（警視庁）

学校等の周囲200メートルの区域内に開設した暴力団事務所について、東京都暴力団排除条例違反として暴力団員を検挙した上、当該暴力団事務所を撤去することにより、学校周囲の安全を確保するなど、暴力団から青少年を守るための活動を推進している。

ウ 暴力団排除ウェブサイトの作成（都民安全総合対策本部）

暴力団排除に関する法令や仕組みに加え、近年治安上の脅威となっている「匿名・流動型犯罪グループ」の実態等について掲載するウェブサイトを作成。同サイト内に青少年が暴力団から勧誘を受けた場合の対応要領、暴力団との関係を遮断するための相談窓口、支援機関等を掲載し、青少年はもちろん保護者や教育者等、青少年の育成に携わる方々もパソコンやスマートフォン等によって手軽に暴力団排除等について理解してもらうことを目的とする。

○事業開始年度 平成30年度

(2) 特殊詐欺の加害防止対策（都民安全総合対策本部）

現在、特殊詐欺の被害は増加しており、青少年の多くがアルバイト感覚で安易に「受け子」や「出し子」として犯行に加担している実態がある。

そこで、都内の高校、中学校での「特殊詐欺に関与させないための防犯講話」の実施等を通じての啓発を行うことに加え、令和4年度からは、インターネットやSNS上で「受

け子」や「出し子」など、いわゆる「闇バイト」関連の単語を検索した者に対し、警告を行うターゲティング広告を表示させ、啓発ホームページに誘導して特殊詐欺の危険性について啓発を行うとともにAIチャットボット機能を活用した相談システムを構築し、相談・支援機関の案内を行うことで、特殊詐欺の加害防止対策を推進していく。

○事業開始年度 平成18年度

(3) 少年の規範意識の醸成活動（警視庁）

少年の非行防止のため、各警察署において、落書き消去などの社会参加活動を通じて、少年の規範意識の醸成に努めている。

また、警察署等の道場で柔道・剣道の錬成活動に励んでいる少年に日頃の訓練成果を発揮する機会を与えるとともに、基本錬成や試合を通じて、心・技・体の向上と相互の友情の輪を広げ、少年の健全育成と規範意識の向上を図ることを目的に、令和6年7月29日、日本武道館において「警視庁創立150年記念第52回東京少年柔道・剣道錬成大会」を開催した。

○主催

警視庁、(公財)東京防犯協会連合会、(一社)東京母の会連合会

○後援

(一財)自警会、(公財)日本武道館、東京少年柔道剣道父母会連合会、東京少年補導員連絡協議会

(4) 教育機関等との連携（教育庁、警視庁）

教育機関等と緊密に連携し、実効的に機能させるため

○警視庁と教育庁との連絡会議

○方面別学校警察連絡協議会

○東京私立中学高等学校協会12支部と警察との連絡会議

○児童・生徒の健全育成に関する警察と学校との相互連絡制度

○区市町村主催の青少年問題協議会

○区市町村教育委員会主催の生活指導主任会議

等に参画し、少年を取り巻く最新の非行情勢等について、具体的な事例や実態等を発信し、効果的な情報共有に努めている。

また、警察と学校との橋渡しとして、スクールサポーターを警察署等に配置し、少年の非行・被害防止活動、非行からの立ち直り支援活動、学校等における児童等の安全確保対策等を行っている。

(5) 少年の健全育成に向けた広報啓発（警視庁）

少年やその保護者に対し、警察を身近に感じてもらいながら、少年非行や被害防止について理解を深めるとともに、社会全体で少年の健全育成に対する気運を醸成することを目的に、令和6年11月15日・16日、(一社)東京母の会連合会の後援を得て「こどもたちのポスターアートギャラリー第61回親と子の警察展」を開催した。

また、小・中学校の授業の一環として少年にSNS等を利用する際のリスク等を理解させ、ネットリテラシーと規範意識の向上を図るため、教育番組「TOKYO少年ネットルールプログラム」を制作し、各警察署にDVDとして配布するとともに、警視庁YouTubeチャンネルへ掲載した。

このほか、SNSによる健全育成に向けた広報啓発活動や各学校における非行防止教室により、少年の規範意識の醸成と非行防止を図るなどし、都民の意識の高揚に努めている。

(6) 各種資料等による情報発信活動（警視庁）

都民に向けてポスター、チラシ、リーフレット、映像媒体等により、少年非行等の実態及び少年に有害な影響を与える環境の現状等を情報発信している。

(7) 地域との連携による非行のない明るい街づくり運動の推進（警視庁）

防犯協会や警視庁委嘱少年補導員等の警察ボランティア、自治体、学校、PTA等と連携して、少年の社会参加活動のほか環境浄化活動、補導活動等を地域ぐるみで実施している。

(8) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動の推進（警視庁）

各警察署では、地域住民や学校関係者、少年警察ボランティア等と連携し、非行防止教室や街頭キャンペーン等を通じて、ペアレンタルコントロールやフィルタリングの必要性、薬物や飲酒喫煙の健康被害事例、いわゆる「過剰な推し活」に起因して少年が性被害等に遭う実態など、少年を取り巻く有害環境の現状とその浄化の必要性を発信している。

また、地域住民等と連携し、少年に有害な影響を与えている8条指定図書、DVD等の区分陳列・販売の自粛、8条指定図書等が販売されている自動販売機の撤去、酒・煙草の少年への販売禁止、青少年の深夜立入り制限施設の営業者に対し、深夜に青少年を立ち入らせないこと等、少年の健全育成のための自主的措置を促進するよう関係機関・団体と連携し指導・要請を行っている。

(9) 少年補導員等との合同補導活動等の推進（警視庁）

少年補導員等の少年警察ボランティアや学校関係者との連携による街頭補導活動を実施し、不良行為少年を早期に発見・補導して、少年及び保護者等に対する注意・助言等を行っている。

(10) セーフティ教室（教育庁、警視庁）

セーフティ教室は、公立学校の小・中・高校生を対象とし、保護者や都民の参加のもとに、警視庁職員等の指導による非行防止や犯罪の被害に遭わないための学習と地域住民による意見交換を行うものであり、令和6年中は、小学校331校、中学校94校、高等学校9校、特別支援学校5校で実施した。

今後も教育庁と警視庁とが連携し、セーフティ教室の内容の更なる充実を図って

いく。

(11) 非行少年を生まない社会づくりの推進（警視庁）

地域社会とのきずなの強化を図ることで立ち直りを支援し、再び非行に走ることを防止するとともに、少年を厳しくも温かい目で見守る社会気運の向上を図るなど、非行少年を生まない社会づくりを推進している。

ア 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

支援を必要としている問題を抱えた個々の少年に対し、警察が積極的に手を差し伸べるとともに、地域社会とのきずなの強化を図るため、少年の各種体験活動等への参加機会の確保や、就労・修学に向けた支援等、個々の少年の状況に応じた少年の立ち直り支援活動を推進している。

イ 少年を見守る社会気運の醸成

地域の非行情勢や非行要因等について、企業やPTA団体等に対して広く情報発信するとともに、少年警察ボランティア等の協力を得た少年への声かけや、小学生等に対する非行防止教室等を実施している。

ウ 少年を匿名・流動型犯罪グループに関与させないための対策の推進

SNS上の犯罪実行者募集情報や地元の非行集団等における人間関係等を通じて匿名・流動型犯罪グループに加担する少年がみられることから、警視庁では、匿名・流動型犯罪グループ対策を念頭に置いた非行集団等の実態把握及び解体に向けた対策を推進している。

(12) 青少年を対象とした消費者被害防止啓発（生活文化局）

青少年は、契約や販売手口等に関する知識や経験が少ないため、悪質事業者のターゲットになりやすい。また、青少年特有の悩みや不安につけ込まれることもある。特にSNSやマッチングアプリでのメッセージのやり取りを悪用され、「いい話がある」と勧められたり、将来の不安をあおられたりし、クレジット契約や借金をさせられ、投資や副業、高額な商品・サービスを契約させられる被害が増加している。また、インターネット通販に関するトラブルの相談が多く、中でも未成年者によるオンラインゲームの課金トラブルが多くなっている。エステティックや美容医療の脱毛サービス、賃貸アパート・マンションの退去費用、害虫駆除や鍵開けサービスなど的高額請求に関する相談も増加している。

このような消費者被害の実情を踏まえ、青少年を被害者にも加害者にもさせないため、令和6年度は、関東甲信越地区の自治体（1都9県6政令指定都市）及び国民生活センターと共同し、令和6年1月から3月にかけて「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」「悪質商法かも！？勧誘されたら188番」をキャッチフレーズに、キャンペーンキャラクター「ボク、カモかも…。」、「オレ、サギだもん」、「相談インコ」が登場するポスターの掲出、啓発用リーフレットの配布、若者に人気のあるタレントを起用した動画の放映・SNS動画広告、特別相談「若者のトラブル110番」などを実施した。

また、高等学校2年生を対象に、成人になる前に押さえておきたい消費生活の知識や消費者トラブルに巻き込まれた場合の相談機関を紹介した啓発用のノートを作成

し、学校を通じて配布した。

2 万引き防止対策（都民安全総合対策本部）

(1) 子供に万引きをさせない連絡協議会の運営

子供の非行防止や健全育成に資するため、子供の万引き防止対策を協議、推進する連絡協議会を設置している。

○ 協議会の構成

学識経験者 1人、健全育成団体等 15人、行政等 3人 計 19人

(2) 万引き防止啓発活動の推進

ア 万引き防止啓発リーフレットの作成・配付

万引き防止を啓発するリーフレットを発達段階に応じて3種類作成し、都内全小中学校の小学校第2学年及び第5学年児童並びに中学校第2学年生徒を対象に配付するとともに、都民安全総合対策本部ホームページに指導資料等を掲載することを通して、学校における指導を支援している。

イ 健全育成音楽劇の実施

都内全小学校の希望校の中から実施校を選定し、子供の万引き防止をテーマとした健全育成音楽劇の鑑賞や講話、及び鑑賞後の授業等を地域の実態や課題を踏まえて実施することで、「万引きをしない、させない、見逃さない」という気運づくりを進め、子供の規範意識を育んでいる。

また、令和2年度からは実施校の児童に、「万引き防止標語」の作成を通じて学習を深める取組を行っている。

事業実績（令和6年度）

- ・万引き防止の啓発リーフレット発行部数 383,000部
- ・健全育成音楽劇実施校 4校

3 性に関する健全な判断能力の育成（保健医療局）

(1) HIV／エイズについての普及・啓発活動

HIV／エイズに関する正しい知識を身に付けることによって感染を予防し、HIV陽性者に対する偏見・差別を解消するため、青少年を対象にパンフレットの配布等を行っている。大学等に配布するほか、区市町村や保健所が実施する地域のエイズ講習会等健康教育活動の場で活用し、普及・啓発に努めている。

また、エイズ啓発拠点事業では自主的な啓発活動に取り組む若者や地域の団体、NPO団体等の活動を支援し、学校や地域等での予防啓発活動を促進するとともに、啓発イベントの開催や、HIV／エイズ・他の性感染症に関する予防啓発情報の発信を行っている。

その他、ピア・エデュケーションの手法を生かし、同年代の仲間と一緒にHIV／エイズや命の大切さを考える「東京都エイズ・ピア・エデュケーション事業」を学校等で実施し、青少年に対する予防啓発を推進している。

※ HIV（ヒト免疫不全ウイルス）とは、エイズの原因となるウイルスの名称である。

HIVが体内で増加し、免疫が下がることにより、病気を発症した状態をエイズという。

4 薬物の乱用防止（保健医療局・警視庁）

東京都は、昭和48年に東京都薬物乱用対策推進本部を設置し、関係機関が連携しながら薬物乱用対策に取り組んできた。平成21年2月には、「東京都薬物乱用対策推進計画」を策定し、それ以降、その時々々の薬物情勢に即した改定を行っている。令和6

年3月には、国の動向や昨今の薬物情勢を踏まえ、「東京都薬物乱用対策推進計画（令和5年度改定）」を策定し、本計画に基づく総合的な対策を実施している。

(1) 薬物乱用防止啓発事業（保健医療局）

国の要綱による全国的な薬物乱用防止運動として、不正大麻・けし撲滅運動、「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動がある。これらの運動への取組として、街頭キャンペーンの実施をはじめ、ポスターの掲示、パンフレット等の配布等の啓発活動を行っている。

また、地域に根ざした活動を組織的、効果的に展開するため、東京都薬物乱用防止指導員を委嘱し、指導員に対する研修会を行うほか、指導員で構成する東京都薬物乱用防止推進協議会の活動経費を助成している。さらに、薬物専門講師の養成・派遣、啓発用資材の配布・貸出などを行い、地域の活動団体が行う啓発活動を支援している。

青少年に重点を置いた対策としては、中学生へのポスター・標語の募集、薬物乱用防止高校生会議、SNS動画広告など多様な方法での啓発を展開している。

特に、若年層における大麻乱用や市販薬の過剰摂取（オーバードーズ）が社会問題となっていることを受け、元薬物依存症当事者を含む専門家による解説や、不安や悩みを匿名で相談できる専門機関を案内する動画を作成し公表している。

さらに、医薬品の適正使用の重要性について子供のうちから認識してもらうため、大学研究者による事業提案制度「小学生向け医薬品の適正使用に関する学習アプリ開発事業」を実施している。

(2) 麻薬取扱施設等への立入検査（保健医療局）

病院、薬局等の医療用麻薬等を扱う事業者、シンナー・トルエン等を扱う毒物劇物営業者等への立入検査等による指導を行っている。

(3) 少年の薬物乱用防止対策（警視庁）

警視庁では、平成8年から小学生・中学生・高校生を対象とした「薬物乱用防止教室」を開催しているが、大学生に対する広報啓発も積極的に実施し、薬物乱用の根絶を図っている。令和6年中は、小学校263校、中学校220校、高等学校124校、特別支援学校1校、専門学校、短大、大学17校において薬物乱用防止教室を実施した。

また、平成11年からは、「薬物乱用防止キャラバンカー」（広報車）を活用した広報啓発活動を展開している。

深刻な社会問題となっている医薬品の過剰摂取（オーバードーズ）をはじめとする少年の薬物乱用を防止するため、警察と薬剤師会等が相互に連携・補完し合いながら、より実効性のある対策を推進することを目的に、令和6年10月1日、警視庁は、公益社団法人東京都薬剤師会、公益社団法人日本薬剤師会及び一般社団法人くすりの適正使用協議会と「児童・生徒の薬物乱用防止に関する覚書」を締結した。

本覚書は

- 1 「～正しい知識で自分を守る～TOKYO薬物乱用防止教室」の共同実施
- 2 小売店舗等における児童・生徒を薬物乱用から守るための取組の推進
- 3 情報の共有と連携

を三本柱としており、東京都薬剤師会から講師を招致して全警察署に対する教養を实

施したほか、「こどもたちのポスターアートギャラリー 第61回親と子の警察展」において、東京都薬剤師会による専用ブースを設置し、共同して広報啓発活動を行った。

第5節 青少年の成長を支えるコミュニティづくり

1 少年の社会参加活動の推進（警視庁）

少年の非行防止と健全育成を図るために、少年自身が現在の社会環境では経験することが少ない環境美化活動、生産体験活動、スポーツ活動等の体験を通じて、少年自身の自制心や忍耐力、思いやりの心を育み、規範意識を養うとともに、本来地域社会が伝統的に有していた教育機能を、地域社会が一体となって、回復、強化するため、昭和57年7月から、関係機関・団体等との連携のもと、少年の社会参加活動を推進しており、令和6年中は、52,752人が参加した。

2 交通安全教育の推進（警視庁、都民安全総合対策本部）

人命尊重の理念に立って、交通事故による死傷者数をゼロに近づけ、究極的には、交通事故のない安全で安心な都市東京を実現していくため、令和3年4月に第11次東京都交通安全計画（令和3年度～令和7年度）（※1）を策定し、本計画に基づき交通安全教育を推進している。※第12次東京都交通安全計画（令和8年度～令和12年度）は令和8年4月策定予定

※1 第11次東京都交通安全計画については、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/tyousa-keikaku/keikaku/0000002084

(1) 段階的・体系的な交通安全教育の推進（警視庁、都民安全総合対策本部）

ア 交通安全教育の指針

- 交通安全教育指針（平成10年9月22日国家公安委員会告示第15号）や交通の方法に関する教則（昭和53年10月30日国家公安委員会告示第3号）に基づいて、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施するとともに、年齢、車両種別及び業種などの対象に応じた段階的な交通安全教育を計画的に実施する。

イ 自転車の安全利用の推進

- 「東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」（以下、自転車安全利用条例とする。）（※2）に基づき、「東京都自転車安全利用推進計画」（※3）を策定し（令和3年5月改定、次期令和8年4月改定予定）、自転車利用者、行政、事業者、学校、保護者などの関係者による自転車安全教育を推進している。また、自転車の安全で適正な利用の促進を図るため、自転車損害賠償保険等への加入を義務付ける自転車安全利用条例の改正を行い、令和2年4月から施行した。改正条例では、監護する未成年者が自転車を利用する場合に、保護者の自転車損害賠償保険等への加入を義務付けている。

※2 自転車安全利用条例については、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/jyoureikisoku/

※3 東京都自転車安全利用推進計画については、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/about/kaigi/kotsu-anzen/0000002058.html

- (2) ・自治体、学校、保育所等と連携し、幼児・児童に対して基本的な交通ルールの浸透を図るため、自転車安全教育を推進するとともに、保護者の参加も求め、自転車通行ルールの遵守及び自転車利用時のヘルメットの着用促進について広報啓発を推進している。
- (3) ・中学・高校生、大学生、社会人を対象に、具体的な自転車事故の事例や交通事故を起こした場合の責任、自転車の交通違反に対する罰則の内容等も含めた教育を行うとともに、交通ルールを守らなかった場合には、具体的にどのような危険が生じるか、スケアード・ストレイト方式等の様々な自転車安全教育により体験させるなど、自治体と連携して自転車の交通安全意識の向上を図っている。また、自転車利用時のヘルメット着用の努力義務について広報啓発を推進している。

(4) 地域における交通安全意識の高揚（警視庁、都民安全総合対策本部）

地域の交通安全組織の拡大と育成

交通ボランティア活動は、地域住民に対して交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促すことにより、規範意識の向上を図ると同時に、地域社会の絆の強化に資することから、

- ・交通ボランティアの効果的運用と活動内容の充実強化
- ・学校、事業所、町会等との連携による若い世代の参加促進
- ・自治体との連携による財政基盤の充実

などにより、交通ボランティア組織の拡大と活動の活性化を図る。

(ア) 子供対策

- ・地域交通少年団への加入を促進するとともに、団員に対する交通安全教育、活動上の助言、指導及び研修を積極的に行い、団活動を通じての交通安全意識の普及浸透を図る。
- ・地域交通安全協会女性部会等の拡充促進と積極的な活動の支援により、子供に対する交通安全意識の高揚を図る。

(イ) 若年層対策

- ・高校生の交通安全にかかわりのある地域関係者で組織する「高等学校交通事故防止連絡協議会」等の一層の拡充を図るとともに、高校生向け交通安全教育指導者用CD-ROM及び活用マニュアル等を活用した学校教育の場における交通安全教育を積極的に推進する。

(ウ) 自転車利用者対策

- ・関係機関・団体等と連携して自転車安全利用TOKYOキャンペーンを5月の自転車月間に合わせて実施するなど、自転車の交通ルールやマナーについて、青少年を含め幅広く都民に周知し、社会全体で自転車の安全利用を推進する。
- ・青少年を含め幅広い層に対し、自転車の安全利用のルールやマナーを浸透させるため、自転車シミュレータ（※）を小学校や中学校などの教育機関で実施しているほか、東京都や区市町村が主催するイベントにおいても実施している。

(※) 自転車シミュレータ安全教室については、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anken/kotsu/jitensha/anzennriyou-sokushin/jitensha-anzennriyou/index.html

- ・違反率・事故発生件数の多い若年層を主なターゲットとして、スマートフォン等を利用し、手軽に自転車のルールやマナーを学べるツールである、自転車安全学習アプリ「輪トレ」を開発・配信し、普及促進を図っている。

(※) 「輪トレ」については、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anken/application/000001815.html

- ・関係機関及び団体と連携した活動の促進を図り、自転車安全教室、各種自転車大会の開催、自転車販売店等と協力した自転車の点検整備等の推進を通じて、自転車の安全な利用を促進して、自転車事故の防止を図る。
- ・交通ボランティア及び地域住民等と連携し、各警察署が選定する自転車指導啓発重点地区・路線など自転車の走行が多い路線・場所や時間帯を中心に、自転車利用者に対する街頭指導及び広報啓発を推進する。
- ・関係機関及び団体と連携し、自転車の正しい通行方法に関する広報啓発活動を推進する。
- ・自転車の交通事故が多発しているため、交通違反に対しては自転車指導警告カードや自転車安全マナーカードを活用した指導警告を実施するとともに、信号無視、一時不停止等、悪質・危険な違反者に対しては交通切符等による取締りを実施する。
- ・「自転車運転者講習制度」の周知と適正な運用により、自転車の安全利用を図る。
- ・自転車の安全利用や通学時のヘルメット着用義務化等に積極的に取り組む高校を「自転車安全利用モデル高校」に指定し、これを賞揚することにより、通学時の自転車の交通安全指導に努める高校の拡大を図り、高校生が交通ルールを遵守する意識の向上と通学中の交通事故防止を図る。

(エ) 暴走族対策

- ・小規模な集団暴走であっても看過することなく、あらゆる関係法令を適用して、検挙の徹底を図る。
- ・悪質事犯については、被疑者の逮捕や車両の押収などを実施する姿勢で臨み、組織の弱体化・壊滅を図ることにより暴走行為の抑止を図る。
- ・積極的な広報活動に努めるほか、関係機関・団体と連携した取締りを強化するなど各種対策を推進し、暴走族追放気運の高揚を図る。

(3) 地域、家庭における交通安全教育活動の推進（警視庁）

ア 地域

地域においては、町会・自治会等を単位とした各種講習会を実施するほか、交通安全協会や交通関係団体等の活動活性化と指導者の育成を図り、交通安全教育が効果的に行われるよう計画的な運用に努める。

イ 家庭

家庭においては、親が中心となって交通の身近な話題を取り上げ、家庭で交通安全について話し合いが行われるよう、地域交通安全協会女性部会等の組織を通じて情報の提供を行い、交通ルールとマナーの普及浸透を図る。

交通事故の状況

令和6年の都内における交通人身事故※は、昨年と比べ発生件数（30,103件（-1,282件））及び負傷者数（33,251人（-1,619人））がともに減少するも、死者数（146人（+10人））が増加し、いまだ多くの尊い命が交通事故により失われている。

※交通人身事故とは、死傷の結果を伴う交通事故をいう。

(4) 交通安全に関する広報啓発活動の充実・強化（都民安全総合対策本部）

ポスターの制作等を通じた啓発活動の推進

交通安全ポスターコンクール（※）を開催し、ポスターの制作を通じて児童の交通安全意識を高めるとともに、知事賞作品等を交通安全運動ポスター等に活用し、子供の目線から交通事故防止を訴えていく。

（※）東京都交通安全ポスターコンクールについては、下記HPをご覧ください。

https://www.seikatubunka.metro.tokyo.lg.jp/tomin_anzen/kotsu/campaign/000002089.html

3 青少年をとりまく環境・空間の整備

（保健医療局、環境局、水道局、下水道局、港湾局、子供政策連携室、建設局、教育庁、産業労働局、生活文化局、都民安全総合対策本部、政策企画局）

(1) 直接体験の場と機会の提供

ア 動物教室（保健医療局）

子供のころから命の大切さを理解し動物愛護の精神を養うことや、動物の習性を学び、動物による事故や感染症を未然に防止することは重要である。

動物教室は、小学校低学年の児童を対象とし、動物のストレス等に配慮した方式で実施している。児童の興味を引く映像や実物大のぬいぐるみ等の教材をもとに動物の体のつくり、動物との正しい接し方及び動物を触った後の手洗いの重要性等を学ぶ場となっている。

イ ビジターセンターの開設（環境局）

自然公園の利用者に公園の自然を分かりやすく展示・解説するとともに、適切な利用指導や案内を行う拠点として、7か所のビジターセンターを開設している。自然教室やガイドウォークなど野外における参加体験型プログラムの実施等、ソフト面の整備にも力を入れている。

（※）自然公園及びビジターセンターの詳細は下記HPをご覧ください。

（環境局HP）

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/shisetsu/index.html>

ウ 水道事業の普及啓発（水道局）

水道水ができるまでの過程や日常生活における水道水の役割とその安全性及び水道水源林の役割について理解を深めてもらうことで、水資源の大切さに対する意識を持ってもらうため、多様な広報施策を実施している。

(ア) 小学校社会科学習資料「わたしたちの水道」・水道キャラバン

都営水道を使用している地域の小学4年生を対象に、小学校社会科の学習資料「わたしたちの水道」を作成、配布している。

また、希望する小学校に対しては、水道水ができる仕組みや日常生活における水道水の役割などに関して、映像、実験などにより親しみやすく分かりやすい訪問授業を行う水道キャラバンを実施している。キャラバンの授業内容は、「わたしたちの水道」に沿って構成されている。

(イ) 水道週間作品コンクール

水道週間の一環として、小中学生を対象に、水道に対する関心を深めるとともに生活に欠かせない水について理解を深めてもらうことを目的に、水道をテーマとしたポスター及び作文を募集し、作品コンクールを行っている。

(ウ) PR館の管理運営

江戸上水開設から現在に至る水道の歴史を学べる「水道歴史館」（文京区本郷）や、水の不思議と大切さを科学の視点で紹介し、水と水道事業への関心を深める体感型ミュージアムである「水の科学館」（江東区有明）、奥多摩の豊かな自然、ダム仕組み、水大切さ等を紹介している「奥多摩 水と緑のふれあい館」（西多摩郡奥多摩町）を開設している。

令和6年度実績

令和7年度版学習資料作成部数（配布校数）		111,983部（1,299校）
水道キャラバン参加人数（実施校数）		92,016名（1,154校）
作品コンクール	ポスター応募数	1,031点
作品コンクール	作文応募数	535点

エ 自然環境保全の普及啓発（下水道局）

下水道は、汚水を処理し、きれいにした水を川や海に流したり、雨水を排除して浸水被害から街を守るなど、快適で安全な都市環境を提供する大切な役割を果たしている。

その下水道のしくみや役割を知っていただくため、小学生や親子等を対象とした施設見学会を実施しており、各水再生センターでは、見学者用説明室を設置し、常時、見学者の受入れを行っている。

また、下水道について学習する際の副読本として「みんなの下水道」を小学校に配布しているほか、小学校に訪問し、実験と映像を中心に自ら考える「問題解決型」の授業である「でまえ授業」を実施している。

夏休みには、小学生とその保護者を対象とした「下水道施設親子見学ツアー」を開催するとともに、各水再生センターにおいて、子供を対象とするイベントを実施している。

そのほか、臨海副都心では、普段入ることのできない下水道管やポンプ所、水再生センターを再現した「見える下水道のまち」を舞台に、下水道の役割や水環境の大切さを楽しみながら学べる体験型施設「東京都虹の下水道館」を開設している。

令和6年度 水再生センター見学者実績 4,922人（小・中・高校生のみ）

令和6年度 東京都虹の下水道館来場者実績 48,734人（うち中学生以下24,061人）

オ 東京港見学案内（港湾局）

東京港の役割や都民生活とのかかわりについて理解を深めてもらうため、小学校4～6年生及び中学生を対象とし、社会科見学用に水上バスを利用して、ガイドによる東京港の案内を実施している（一般社団法人東京都港湾振興協会との共同事業）。

東京港見学案内事業の実績（令和6年度）

利用便数	83便
利用団体数	104団体
利用者数	6,807人

カ とうきょう すくわくプログラム推進事業（子供政策連携室）

東京大学大学院教育学研究科附属発達保育実践政策学センター（CEDEP）と連携の下、全ての乳幼児の「伸びる・育つ（すくすく）」と「好奇心・探究心（わくわく）」を応援する幼保共通のプログラム「とうきょう すくわくプログラム」を策定した。本事業は、同プログラムに基づき、各園の環境や強みを活かしながら、各園が設定するテーマに沿って、乳幼児の興味・関心に応じた探究活動を実践する幼稚園・保育所等を支援する。



キ 子供の声等を反映した体験活動を実施する区市町村をサポート（子供政策連携室）【令和7年度新規事業】

子供の体験活動を実施する区市町村の支援を通じて、子供が社会を生き抜く上で必要となる基礎的な能力を育成する。また、区市町村における学校外の体験活動の創出を促し、全ての子供が多様な体験活動にチャレンジできる環境を整備する。

ク 「遊び」の推進プロジェクト（子供政策連携室）【令和6年度終了】

子供の身近な場所で、多様な遊びを経験できる「遊び」体験イベントを「子供の『遊び』推進プロジェクト」として実施し、子供の「遊び」の魅力を発信する。また、プロジェクトの中で、子供の遊び環境をつくる、遊びの専門家であるプレーリーダーを育成する。

令和6年度は、計11件のプロジェクトを実施し、延べ9,223人（子供・保護者等）が参加した。

ケ 「遊び場」づくりに対する補助（子供政策連携室）

子供の意見を踏まえながら、プレーパークやボール遊び場など地域資源を活用した遊び場等の創出に取り組む区市町村を強力に支援する。

コ 子供の遊び体験創出に対する補助（子供政策連携室）

子供の「遊び」を地域へ拡大・浸透させるため、遊び体験の創出やプレーリーダー等の人材育成、安全対策に取り組む区市町村を継続的に支援する。

サ TOKYO中高生職業体験サイト Job EX（ジョブイーエックス）（子供政策連携室）【令和7年度新規事業】

多くの中高生が将来のために職業体験を求めている現状を踏まえ、中高生と企業・団体をマッチングする「TOKYO 中高生職業体験サイト Job EX」を開設し、中高生に職業体験の機会を提供する。



(2) ふれあい・交流の場の提供

ア 自然公園の整備（環境局）

自然公園とは、自然公園法に基づく公園で、すぐれた自然の風景地を保護するとともに、国民の保健、休養及び教化に資するためのものであり、その景観の程度に応じて国立公園、国定公園、都道府県立自然公園の3種類に区別される。

東京都には、現在、秩父多摩甲斐国立公園、富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園、明治の森高尾国定公園及び6か所の都立自然公園がある。

また、自然とのふれあいや自然教育の場として、訪れた人々が楽しく利用できる園地、歩道、キャンプ場を提供している。さらに、利用しやすい自然公園にするため、わかりやすい案内板や快適なトイレ、休憩舎など自然公園施設の整備を行っている。

(※) 自然公園の概要については、下記HPをご覧ください。

<https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/naturepark/known/park/index.html>

イ 都市公園の整備（建設局）

概要

都市公園は、都市公園法に基づき、地方公共団体又は国が設置する公園又は緑地で、広域的なレクリエーション利用を目的とした広域公園から地域住民の利用に密着した近隣公園・街区公園などがある。

令和6年4月1日現在、東京都内の都市公園数は総計で8,800か所、面積にして6,090haである。

これを10年前と比べてみると、852か所・約320haが増加しており、着実に整備が進んでいる。しかし、都市公園と国民公園の新宿御苑や海上公園等を含めた都民1人当たりの公園面積は5.77m²で、ニューヨーク18.6m²、パリ11.6m²等外国諸都市と比べると低い水準にある。

このため、今後も都は「2050東京戦略」に基づき、市街地のスポーツ・レクリエーション・文化活動の拠点や自然体験、環境学習の場として公園整備事業の推進を図り、青少年の健全な育成に寄与していく。

都立の都市公園

前述の都市公園のうち、都立の都市公園は令和6年6月1日現在84か所、2,071haであり、広い芝地のある大きな公園や、残された自然との調和を図っているもの、スポーツを楽しむ広場など、特色のある公園の整備を行っている。特別な利用をされるものとして多摩動物公園や神代植物公園などの動植物園や、9つの文化財庭園などがあり、文化・教養に関する都民の関心に応えている。



小金井公園



野山北・六道山公園

ウ 動物園・水族園（建設局）

生きた動物を飼育展示する動物園・水族園は、レクリエーションや社会教育の場として多くの青少年が利用できる施設である。

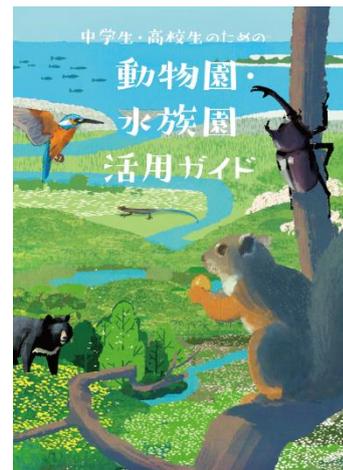
児童・生徒を対象とした各種体験プログラムや、フィールド観察会を通じ「自然観察の科学的な視点」や「保全の重要性」などを学んでもらう理科教育や環境教育の場として、重要な役割を果たしている。

学校教育の場として有意義に活用してもらうため、学校団体向けのプログラムやオンライン教材を整備している。そのほか、主に小学校教員を対象とした、授業などで活かせるテーマでのセミナーを開催している。中学生・高校生向けには「動物園・水族園活用ガイド」を作成・配布している。

令和3年度からは、動物園・水族園で実施した調べ学習の成果をまとめて投稿する「動物園・水族園レポートチャレンジ」を中学生・高校生を対象に毎年実施し、優秀な作品はHPで発表し、表彰している。



小学校教員向けのセミナー



中高生のためのガイドブック

令和6年度都立動物園・水族園入園者数と中学生以下の入園者数 (人)

	恩賜上野 動物園	多摩 動物公園	葛西臨海 水族園	井の頭 自然文化園
入園者数 全体	3,362,664	884,626	1,327,855	703,873
(うち中 学生以 下)	904,449	325,550	533,724	228,232

エ 海上公園（港湾局）

海上公園は、東京都海上公園条例に基づき東京の臨海地域に設置されている公園であり、水域における自然環境の保全及び回復を図り水に親しむ場所である「海浜公園」、ふ頭内の環境整備を図り港の景観に親しむ場所である「ふ頭公園」、臨海地域における自然環境の回復を図り緑に親しめる場所である「緑道公園」の3種類から成る。

令和7年4月1日現在、お台場海浜公園、葛西海浜公園など、計40箇所、946haが開園しており、東京の海の自然再生の場であるとともに、海との触れ合いやスポーツ・レクリエーションの場として、青少年をはじめ多くの都民に親しまれている。

(※) 海上公園の概要は下記HPをご覧ください。

<https://www.kouwan.metro.tokyo.lg.jp/kanko/park/>

(3) 文化・スポーツ活動の場と機会の提供

ア 特別支援学校総合文化祭（教育庁）

特別支援学校児童・生徒の文化・学芸の発表の場として、日頃の芸術文化活動の振興を図るため東京都教育委員会と東京都特別支援学校文化連盟の主催により、平成4年度から毎年東京都特別支援学校総合文化祭を開催している。令和6年度は造形美術、音楽、写真、職業・作業、手芸・家庭、囲碁・将棋・オセロ、演劇、書道、放送・映像の9部門を、それぞれ次の日程により計画し、開催方法を工夫して実施した。

音楽	令和6年11月20日（水） 国立オリンピック記念青少年総合センター （大ホール）
囲碁・将棋・オセロ オセロ	令和6年12月6日（金） （オンライン・会場同時による開催）
演劇	令和6年12月21日（土）・22日（日）

	練馬文化センター小ホール（つつじホール）
囲碁・将棋・オセロ 将 棋	令和7年1月10日（金） （オンラインによる開催）
5部門作品展 造形美術、写真、職業・作 業、手芸・家庭、放送・映像	令和6年12月13日（金）～12月19日（木） 東京都美術館
書道	令和7年1月30日（木）～2月4日（火） 都政ギャラリー（都議会議事堂1階）

イ 児童生徒発明くふう展（産業労働局）

次代を担う児童・生徒の発明工夫と科学技術に対する関心を高め、科学的な思考力や創造力などを養うことを目的として、東京都主催で児童生徒発明くふう展を開催している。

ウ 東京都庭園美術館（生活文化局）

東京都庭園美術館は、昭和8年に朝香宮邸として建てられた建物を活用し、緑豊かで広大な庭園とアール・デコ様式の建物、美術作品とを合わせて鑑賞できる都民の憩いの場として昭和58年10月に開館した。

エ 東京都江戸東京博物館（生活文化局）

東京都江戸東京博物館は、江戸東京の都市の歴史と文化に関する博物館として平成5年3月に開館した。豊富な実物資料や綿密な調査研究を踏まえて復元した大型模型などにより、そこに暮らす人々の生活様式の変化を紹介した常設展と特色ある特別展を開催している。

また、えどはくカルチャー、ふれあい体験教室など様々な教育普及事業を実施している。

※令和4年度から令和7年度中（予定）まで改修工事のため休館

オ 江戸東京たてもの園（生活文化局）

江戸東京たてもの園は、東京都江戸東京博物館の分館として平成5年3月に開館した。現地保存が不可能な文化的・歴史的価値の高い建造物を移築・復元・保存・展示している。

また、民家の燻煙、大根干しなど様々な情景再現の実演や展示解説を行っている。

カ 東京都写真美術館（生活文化局）

東京都写真美術館は、わが国で初めての、また、国際的にも数少ない写真と映像に関する総合美術館として平成7年1月に開館した。

優れた写真作品や映像資料を収集し、多彩な企画による展覧会を開催するとともに、未来の文化を担う青少年を対象に、スクール・プログラムやワークショップ、ギャラリートークなど、写真・映像文化への理解を深める催しを実施している。

キ 東京都現代美術館（生活文化局）

東京都現代美術館は国内外の現代美術を紹介する美術館として平成7年3月に開館した。現代美術を中心とした大規模な国際展等の企画展や収蔵作品を中心としたMOTコレクションのほかに青少年の現代美術への理解を促すために、子供を対象としたワークショップやギャラリークルーズ（作品鑑賞ツアー）、アーティストトークなどを実施している。さらに日本最大規模の美術図書室を設置し、美術情報を提供している。



ク 東京都美術館（生活文化局）

東京都美術館は、大正15年5月東京府美術館として創設され、各美術団体の公募展、報道機関との共催により内外の優れた作品を紹介する特別展等を開催している。

また、学校向けプログラム、建築ツアー、展覧会と関連した講演会やワークショップ、障害のある方のための特別鑑賞会などのアート・コミュニケーション事業のほか、スタジオ・講堂の貸し出し、美術情報室による美術情報の提供を行っている。

ケ 東京文化会館（生活文化局）

東京文化会館は、開都500年記念事業の一環として昭和36年4月に開館した音楽ホールである。クラシック音楽・オペラ・バレエ等のための大ホール、室内音楽・リサイタル等のための小ホールと、リハーサル室、会議室、応接室を備えている。また、音楽に関する資料を収集・整理した音楽資料室があり、多くの青少年が利用している。

バックステージツアーや夏休み子ども音楽会、公益財団法人東京都交響楽団との共催による公開リハーサル、ティertimeコンサート等を実施している。

コ 東京芸術劇場（生活文化局）

東京芸術劇場は、都民の舞台芸術の鑑賞の場として、また、文化の創造の場として平成2年10月に開館した。音楽や演劇・舞踊・ミュージカルなど、幅広い分野の特性が発揮できる大・中・小（1、2）の4つのホールのほかに展示ギャラリー、展示室、会議室を備えた総合芸術文化施設である。

大ホールに設置されたパイプオルガンの演奏を鑑賞できる、ランチタイムコンサートやパイプオルガン講座等を行っている。

サ トーキョーアーツアンドスペース（TOKAS）（生活文化局）

国内外の新進若手芸術家の創造活動を支援するため、作品発表や制作の場、滞在、交流の場を提供している。

シ 東京都渋谷公園通りギャラリー（生活文化局）

アートを通してダイバーシティの理解促進や包容力のある共生社会の実現に寄与するため、アール・ブリュットをはじめとする様々な作品の展示等により、一人ひとりの多様な創造性や新たな価値観に触れる機会を提供している。

ス 島しょ芸術文化振興事業（生活文化局）

舞台芸術に親しむ機会の少ない島しょ地区の住民に、演劇やオーケストラ、伝統芸能など舞台芸術の鑑賞機会を提供することにより、芸術文化の振興を図るため、実施している。

令和6年度は、7町村8島で8公演を実施した。

セ 子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業（生活文化局）【令和6年度事業終了】

子供たちが芸術家と直接ふれあうことにより、芸術による創造の喜びを理解し、文化を生み出す心を育むことを目的として、平成16年度から実施してきた。

内容は、児童演劇中心のプログラム、オーケストラ中心のプログラム、伝統芸能中心のプログラムとなっている。

ソ ネクスト・クリエイション・プログラム（生活文化局）

子供たちがより深く、より高いレベルで学ぶことができるよう、自らが興味関心を持つクリエイションの現場に入り、各分野の第一線で活躍するプロフェッショナルから指導を受けることができるプログラムとして令和6年度から実施している。

令和7年度は、昨年度好評を得たファッションプロジェクトに加え、新たに映画やビジュアルアートなどを体験できる6プログラムを展開する。

タ 都民芸術フェスティバル（生活文化局）【令和6年度事業終了】

都民芸術フェスティバルは、音楽、演劇、舞踊、伝統芸能の実施団体の公演を助成し、質の高い芸術文化を広く都民に提供し、芸術の普及を図るとともに、東京都における芸術文化活動の振興を目的に昭和43年度から実施してきた。

令和6年度は、令和7年1月から3月まで、東京文化会館や東京芸術劇場をはじめとする都内の劇場等でオペラ、演劇、バレエ、邦楽など11分野35種目にわたる多様な公演を実施した。

チ 江戸東京伝統芸能祭（生活文化局）【令和7年度新規事業】

「江戸のブランド化」に向けて、江戸東京の伝統芸能を結集し、現代の東京まで続く江戸の「粋」を再発見、子供から大人まで伝統芸能を体感できるフェスティバルを目指し、従来の都民芸術フェスティバル及び子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業を再編し、「江戸東京伝統芸能祭」を令和7年度から実施する。

ツ 都民音楽フェスティバル（生活文化局）【令和7年度新規事業】

多くの都民が質の高い音楽芸術に親しむ機会及び子供たちが芸術家と直接触れ合う機会を提供し、音楽でつながった様々な舞台芸術を楽しむ人を増やすとともに、その振興を図ることを目的に、従来の都民芸術フェスティバル及び子供向け舞台芸術参加・体験プログラム事業を再編し、「都民音楽フェスティバル」を令和7年度から実施する。

テ 都民の日記念行事（生活文化局）

10月1日の「都民の日」を記念して、東京の自治の歴史を振り返るとともに自治の大切さを自覚するため、昭和27年度から記念行事を行っており、都立公園・動物園・博物館などの無料公開等を実施している。

ト （公財）東京都交響楽団（生活文化局）

東京都交響楽団は、東京オリンピック記念文化事業として、昭和40年に東京都によって設立され、都民のためのオーケストラとして多彩な演奏活動を行っている。

創立以来、音楽を通じた青少年の育成に積極的に取り組んでおり、小中学生を対象とした「Welcome! オーケストラ（音楽鑑賞教室）」や、マエストロ自らが都響メンバーと共に学校を訪問して特別授業を行う「マエストロ・ビジット」を実施している。また、定期演奏会などの都響主催公演を対象に「U25（アンダー25）割引」を実施するほか、協賛企業の提供により「ヤングシート」を設置し、青少年を演奏会へ招待している。

ツ 東京体育館（スポーツ推進本部）

（渋谷区千駄ヶ谷1-17-1 Tel 03-6380-4832）URL：<https://www.tef.or.jp/tmg/>

東京体育館は、国際的又は全国・全都的な大会開催のためのメインアリーナ、サブアリーナ、会議室などの団体利用のための施設と、トレーニングルーム、プール、陸上競技場などの主に個人利用のための施設を併設した、総合型スポーツ施設である。特にメインアリーナは都内でも中核的な存在であり、精鋭たちの熱戦を間近でみることができる。

また、様々なスポーツ事業や、プール・スタジオにおいて各種プログラムを実施している。

テ 駒沢オリンピック公園総合運動場（スポーツ推進本部）

（世田谷区駒沢公園1-1 Tel 03-3421-6199）URL：<https://www.tef.or.jp/kopgp/>

駒沢オリンピック公園総合運動場には、広大な公園敷地の中に、陸上競技場、体育館、野球場（硬式・軟式）、テニスコートをはじめ、12のスポーツ施設があり、特に屋外型の施設が充実している総合型スポーツ施設である。また、体育館内に併設された東京オリンピックメモリアルギャラリーでは、1964年に開催された東京オリンピック時の貴重な資料を展示している。

ト 東京武道館（スポーツ推進本部）

（足立区綾瀬3-20-1 Tel 03-5697-2111）URL：<https://www.tef.or.jp/tb/>

東京武道館は、武道の普及・振興を図る東京都の中心拠点として、平成2年に開館した。大武道場、第一武道場（畳敷）、第二武道場（板敷）、弓道場（近的、遠的）、トレーニングルーム、研修室などを備えている。特に大武道場では、剣道（8面）、柔道（8面）、なぎなた（6面）などの大規模大会が開催可能な規模を有している。

また各種武道が体験できるプログラムを提供しているほか、武道相談を随時実施している。

ナ 有明テニスの森公園テニス施設（スポーツ推進本部）

（江東区有明2-2-22 Tel 03-3529-3301）URL：http://www.tptc.co.jp/park/02_03

有明テニスの森公園テニス施設は、広大な公園敷地の中に設置された都におけるテニスの象徴的施設である。センターコート「有明コロシウム」、屋外テニスコートの他、平成29年11月から実施した改修工事により、インドアコート、ショーコートを整備している。

ニ 若洲海浜公園ヨット訓練所（スポーツ推進本部）

（江東区若洲3-1-1 Tel 03-5569-6703）URL：http://www.tptc.co.jp/park/03_06

若洲海浜公園ヨット訓練所は、基礎的なヨットの帆走技術を習得できる施設である。

小学4年生から参加できるヨット教室では、帆走訓練、ロープワーク、ヨットの艀装（組立等）、室内講義等を行っている。

ヌ 武蔵野の森総合スポーツプラザ（スポーツ推進本部）

（調布市西町290-11 Tel 042-488-8607）URL：<https://www.musamori-plaza.com/>

武蔵野の森総合スポーツプラザは、多摩地域の拠点となる総合スポーツ施設として、平成29年に開館した。メインアリーナは、1万人以上の観客収容能力があり、大規模スポーツ大会やイベント興行等の会場として利用が可能である。

また、サブアリーナは可動畳を配備し、スポーツや武道での利用が可能であり、屋内プールは可動床や可動壁の機能を有し、幅広い利用が可能である。

さらに、トレーニングルーム等を有し、都民のスポーツ実践の場としても利用されている。

ネ 水再生センター上部の開放（下水道局）

水再生センターは、東京都全域に20か所あり、都市の中の貴重なオープンスペースとなっている。これまで下水道局では、水再生センターの機能や維持管理、将来計画などに支障とならない範囲で、施設上部を地元区等が管理する公園やスポーツ施設などとして地域に開放しており、現在、施設上部は多くの地域住民などに親しまれ、利用されている。

今後も地域住民や地元区などの関係機関と協議を図りながら、子供たちが伸び伸びと遊ぶことができ、また親子が共に安らぐことのできる憩いの場を創出し、東京のまちづくりに貢献していく。

なお、水再生センター上部公園の一覧は次のとおりである。

水再生センター上部公園（区部下水道）

水再生センター	名称	開園日 年.月.日	面積 (m ²)	主要施設
落合	落合中央公園	S 39. 5. 25	21, 000	野球場、テニスコート
	せせらぎの里公苑	S 62. 4. 24	7, 700	水遊び場、芝生公園
三河島	荒川自然公園	S 49. 4. 26	61, 100	野球場、テニスコート、 プール、池、交通園
芝浦	芝浦中央公園	S 55. 4. 14	17, 500	遊歩道、児童公園、芝生 公園
		H 27. 4. 1	14, 600	
	芝浦中央公園 運動場	S 63. 4. 1	9, 100	テニスコート、 フットサルコート
森ヶ崎	森ヶ崎公園	S 55. 4. 19	35, 600	運動広場、 テニスコート兼バレーボ ールコート、遊歩道
新河岸	新河岸 3 丁目公園	S 58. 4. 5	27, 600	テニスコート、陸上競技 場、小公園
小菅	小菅西公園	S 58. 4. 6	21, 600	展望台、壁泉、芝生広 場、フットサルコート
	小菅東スポーツ 公園	S 63. 10. 8	36, 200	テニスコート、運動広 場、噴水、池、芝生広場
中川	中川公園	S 61. 6. 1	64, 900	芝生広場、ダスト舗装広 場
砂町	新砂運動場	S 62. 11. 22	46, 700	サッカー、ソフトボール 兼用運動場、テニスコ ート
		H 29. 8. 6	21, 300	
葛西	臨海球技場	H 元. 4. 2	50, 400	野球場、サッカー・ラグ ビー場
有明	有明スポーツセンター	H 8. 4. 1	15, 000	体育館、プール
中野	平和の森公園	H 14. 9. 2	32, 200	遊歩道、森林公園、 体育館
		R 2. 10. 1	9, 200	
浮間	新河岸東公園	H 15. 4. 1	11, 400	野球場、サッカー場、テ ニスコート、芝生広場、 フットサルコート、遊具 広場
		H 26. 4. 1	34, 100	

みやぎ	宮城ファミリー公園	H16. 4. 1	9,600	多目的広場
計	16 か 所		546,800	

(令和7年3月31日現在)

水再生センター上部公園（流域下水道）

水再生センター	名称	開園日 年. 月. 日	面積 (m ²)	主要施設
北多摩 一号	府中市小柳町 運動広場	S52. 11. 11	32,900	芝生広場、遊歩道
北多摩 二号	国立市流域下水道 処理場広場	H4. 5. 20	22,500	スポーツ広場
多摩川 上流	昭島市宮沢広場	S54. 11. 23	22,000	芝生広場、トリム遊具、 ゲートボール場
南多摩	南多摩スポーツ広場	H14. 4. 1	14,300	総合運動場
浅川	日野市北川原公園	H13. 4. 1	31,200	芝生広場、遊歩道
八王子	八王子市八石下広場	H10. 8. 1	44,800	芝生広場、遊歩道
清瀬	清瀬内山運動公園	S59. 4. 1	37,100	野球場、サッカー場
計	7か所		204,800	

(令和7年3月31日現在)

注：面積は、使用許可面積から取付道路等の分を控除している。

(4) 東京ボランティア・市民活動センターにおける事業（生活文化局）

近年、ボランティア・NPO（民間非営利団体）などの市民活動が活発になってきている。こうした活動は、青少年の健全育成や福祉・環境など様々な社会的課題の解決に主体的に取り組んでおり、その柔軟性やきめの細かさ、先駆性などの優れた特性により、社会的な課題を円滑に解決していくことが期待されている。

こうした中、東京都は、東京ボランティア・市民活動センターを通じ、市民活動の発展のために、NPO運営のノウハウの提供や人材育成、市民活動に関する情報の収集・提供など様々な支援事業を行っている。

同センターでは、夏の体験ボランティア事業や市民学習事業により、都内各地でボランティア・市民活動への参加促進を行うとともに、多様な背景を持つ青少年を支援する事業を行っている。

(5) 都政情報提供の充実（政策企画局）

東京都提供のテレビ・ラジオ番組や、都の広報紙である「広報東京都」、東京都ホームページ、SNSなどを活用し、都政情報提供の充実を図っている。

(6) 子供と都政をつなぐ情報プラットフォーム（子供政策連携室）

ア 東京都こどもホームページ

子供と都政をつなぐ情報プラットフォームとして、未来を担う子供に、楽しみながら東京の魅力・都政への関心を高めてもらう。

イ 中高生Webサイト（仮称）【令和7年度新規事業】

中高生にとっての「都政への玄関口」として、ユーザー目線を徹底し、日常的に利用したくなる魅力的なコンテンツを制作する。

第6節 青少年活動リーダー・指導者等人材の育成

1 東京交通少年団（BAGS バッグス）（警視庁）

交通安全協会の下部組織として、小学生のボランティアで構成される交通少年団の下記の活動に対する指導及び支援を通じ、子供の交通事故防止を図るとともに、やさしさと思いやりをもった交通社会人としての基礎づくりに努め、併せて広く社会に交通安全思想の普及啓発を行う。

(1) 主な活動内容

ア 基本訓練

交通少年団員として必要な団体行動を身に付けるために、「敬礼」、「気を付け」などの個々の動作や、集合・解散・行進などの団体で行う動作の訓練を行う。

イ 広報活動

街頭での交通安全キャンペーンやパレード、地域の各種イベント等に参加し、交通安全チラシや啓発品を配付するほか、交通ルール遵守を呼び掛けるなど、交通事故防止に向けた活動を行う。

ウ ボランティア活動

高齢者施設訪問や道路・公園などの公共施設の清掃活動などを行う。

エ レクリエーション活動等

健脚訓練や芋掘りなどの野外訓練、スポーツ大会、交通関連施設や警視庁の見学など、様々な体験学習を通じて見聞を広めるとともに、仲間と親睦を深める。

オ 鼓笛隊等（一部の団）

鼓笛隊やカラーガードを結成している団があり、鼓笛隊は、ドラムや鍵盤ハーモニカ、マーチングキーボードなどを使用して演奏する。

定期的に練習を行い、交通安全パレードやキャンペーンなどで演奏を披露するほか、各団の鼓笛隊が集まり演奏発表会を行っている。

(2) その他

ア 交通少年団卒団表彰式

交通安全活動に積極的に取り組んだ団員に対して、小学校卒業時期に警視庁交通部長感謝状を贈呈している。

イ 交通ボランティア活動証明書

希望者は、活動の実績を証明する「交通ボランティア活動証明書」の交付を申請することができる。

ウ 交通安全協会と連携した各種行事の推進

交通安全協会が主催する交通少年団行事では、警察官が指導的立場で参加している。

(ア) 交通少年団リーダー団員研修

交通少年団のリーダーを育成するため、小学校高学年の団員を対象とした1泊2日の研修会を実施している。

(イ) 交通少年団指導者研修会

交通少年団の指導者の育成のため、指導者を対象とした研修会を実施している。

2 消防少年団の育成（東京消防庁）

消防少年団は、団長、副団長、指導者、一般準指導者、及び消防少年団員（小学生から高校生）で構成されている。

東京消防庁は、指導者等と連携し消防少年団に対し、防火防災に関する知識及び技術を指導することにより防災行動力の向上を図り、同年代の防災リーダー及び地域防災の担い手としての人材を育成することを目的とする。

(1) 主な活動内容

ア 防火防災に関する訓練及び学習

防火防災に関する知識及び技術の習得を目標に、初期消火・通報・応急救護・結索（ロープ結び）・救助等の訓練、学習を行っている。

イ 火災予防PR活動

火災予防の必要性を広く都民にPRするため、火災予防運動時などに実施されるパレードへの参加及び街頭における防火チラシの配布等の活動を行っている。

ウ 地域の美化活動への参画

河川敷や駅前などのゴミ清掃や、壁の落書き消しなどの地域の美化活動に各団で積極的に参加している。

エ 高齢者世帯への訪問等

「敬老の日」を中心として各団ごとに、一人暮らしの高齢者宅や施設等を訪問するなど、社会奉仕活動を行っている。

オ 野外活動

総合訓練として各団ごとに1～2泊でキャンプを行っている他、施設見学等の野外活動を行っている。

(2) 消防少年団の団員 3,794人

指導者・一般準指導者 1,734人（令和7年5月1日現在）

活動回数 延べ 1,432回（令和6年度）

活動人数 延べ 48,026人（令和6年度）

3 消防少年団指導者等の育成（東京消防庁）

消防少年団は、団長、副団長、指導者、一般準指導者によって指導体制が組まれている。団長等の指導者は、防火・防災に関する知識・技術を指導することはもちろんのこと、消防少年団のまとめ役、活動の牽引役、団員個々の相談役などの役割を主体的に果たしている。

また、高校生団員は、自らの知識・技術を高めるとともに後輩団員の指導にあたるている。

東京消防庁では、団長等の指導者の指導能力向上のための研修制度を設けている。

(1) 消防少年団長研修会

消防少年団組織の運営にあたる責任者として必要な知識などを身に付けるために講演会、課題討論等を実施。

(2) 指導者等研修会

消防少年団の指導者として必要な基礎的知識・技術の習得のために講義及び実技の研修を実施。

(3) 高校生団員研修会

後輩団員の指導にあたる高校生団員として、必要な知識などを身に付けるために講義及び実技の研修を実施。